

# 令和元年第3回睦沢町議会定例会会議録

令和元年9月5日（木）午前9時開会

## 出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	白井住三子	産業振興課長	手塚和夫
総務課副課長兼 財政班長	秋葉秀俊	総務課主査兼 総務班長	池澤竜二
睦沢町農業委員会 事務局 会長	手塚和夫	教育長	今井富雄
教育課長	中村年孝	教科主幹 (指導主事)	久我英治
選挙管理委員会 書記 会長	鈴木庄一	代表監査委員	生田昌司

---

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 麻生 健介  
書 記 岡本 理奈

---

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 承認第 1号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認  
について
- 日程第 5 承認第 2号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認  
について  
  
(質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 1号 睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について
- 日程第 7 議案第 2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 11 議案第 6号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 8号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 日程第 14 議案第 9号 睦沢町総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例の制定について
- 日程第 15 議案第 10号 財産の無償譲渡について

- 日程第16 議案第11号 契約の締結について
- 日程第17 議案第12号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第13号 令和元年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
(議案第1号から議案13号まで一括議題、町長の提案説明まで)
- 日程第19 認定第 1号 平成30年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成30年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
  - 2 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  - 3 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
  - 4 平成30年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
  - 5 平成30年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
  - 6 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告まで)
- 日程第20 報告第 1号 平成30年度睦沢町健全化判断比率について
- 日程第21 報告第 2号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第22 報告第 3号 平成30年度睦沢町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第23 報告第 4号 平成30年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越し計算書について

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第3回陸沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく、地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成31年4月分から令和元年6月分までの報告がありました。

次に、平成30年度社会福祉法人陸沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る8月23日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、11番、中村 勇委員長から報告があります。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 皆さん、おはようございます。

ご報告を申し上げます。

去る8月23日に、議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました令和元年第3回陸沢町議会定例会に係る運営等についての協議であります。

今期定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましては、平成30年度陸沢町各会計歳入歳出決算認定のほか、専決処分の承認、条例の一部改正、補正予算など、合わせて承認2件、議案13件、認定1件、報告4件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

会期は、協議の結果、本日と明日6日の2日間を予定いたしました。

まず、本日の予定であります。最初に、日程第1といたしまして会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。

続いて、日程第3といたしまして、一般質問を行います。一般質問に関しては、質問者、答弁者ともに制限時間内におさまるよう、特に要点を整理し、簡潔にお願いいたします。

その後、日程第4、第5といたしまして、専決処分の承認について、提案説明から採決まで、日程第6、議案第1号の睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第18、議案第13号の令和元年度睦沢町介護保険特別会計補正予算までの13議案を一括上程し、町長の提案説明までを予定いたしました。

次に、日程第19といたしまして、認定第1号 平成30年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について、町長及び会計管理者の決算内容の説明、並びに監査委員の審査報告を予定いたしました。

続いて、本日の予定の最後となりますが、日程第20及び日程第21といたしまして、健全化判断比率、農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告及び日程第22、日程第23で継続費精算報告、事故繰越し計算書の報告を行います。

本日の予定は、以上のとおりであります。

明日6日は、最初に、日程第1といたしまして、一般会計外5特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に、決算審査特別委員会の設置を行い、その審査を同特別委員会に付託し、閉会中の継続審査としたいと思っております。

なお、決算審査特別委員会の構成であります。議員全員で構成することとし、委員長のほか副委員長を3名選任する構成としたいと思っております。

この決算審査特別委員会委員の選任が終わりましてから、休憩中に第1回決算審査特別委員会を開催いたします。

続いて、日程第3、議案第1号から、日程第15、議案第13号までを1件ごとに順次審議をお願いいたします。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いをいたします。

以上が、議会運営委員会の決定事項であります。

議員各位並びに執行部の皆様方には、スムーズな議事運営を行われますよう、格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお

願いたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

---

### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月の声を聞き、空の雲も幾分高く感じられるようになりましたが、今年も夏の猛暑や台風などの豪雨もあり、天候に悩まされることも多くありました。幸い本町においては大きな被害もなく、稲刈りなども順調に進んでいると思います。

また、本年度の各種事業も予定どおりに進捗し、特にスマートウェルネスタウン、道の駅むつざわつどいの郷もソフトオープンを迎えることが出来ました。後ほど行政報告をさせていただきますが、この事業推進に当たりまして、議員各位には日ごろより町政の運営、住民福祉の向上に対してご指導、ご理解を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。引き続きのご支援、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定ほか12議案、平成30年度一般会計ほか特別会計決算の認定、専決処分の承認2件並びに報告4件でございます。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会議に出席予定でありました泰会計管理者につきましては、体調不良により欠席となりますことについて、ご了承をお願いいたします。事務執行に当たりましては、事務取扱にて、宮崎副町長が行うことといたしました。

また、議案第2号で誤字がありましたので、差しかえをお願いいたします。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管について報告いたします。

令和元年第2回議会定例会においてご報告させていただいた、平成30年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越し計算書におきまして、財源内訳の欄に記載に誤りがありました。本来、既収入特定財源に記載するところ、未収入特定財源に記載してしまいました。今回改めてご報告

させていただき、今後このようなことがないよう最善の注意をして参ります。

続きまして、まちづくり課所管の行政報告でございますが、初めに、待ち望んでおりました重点道の駅が9月1日にソフトオープンし、当日はオープンに先立ち、オープニングセレモニー、そして内覧会を開催いたしました。その後、10時からの開場となったわけですが、午前中は入場制限をしなければならないほど、多くのお客様が道の駅にご来場してくださいました。

9月1日のオープニングの来客数は約6,000人となり、翌日からも入り口の自動ドアが閉められないほどのお客様ににぎわっております。これからも多くのお客様にご来場いただけますよう、事業者ともども鋭意努力して参る所存でございますので、皆様方のご支援をお願い申し上げます。

次に、株式会社CHIBAむつぎわエナジーの第3期事業報告をさせていただきます。

30年度の決算関係参考資料25ページに資料を添付しておりますので、併せてお聞きいただければと思います。

当社は、地産地消の電力を供給することで、電気代の削減、地域での資金循環の確立及びむつぎわスマートウェルネスタウンでの地産地消エネルギーサービスを提供することを目的に、2016年6月に設立され、同年9月に電力供給を開始いたしました。

第3期決算は、売上高4,834万円、税引き前当期利益811万2,000円の黒字になりました。第2期決算と比較して、売上高は1.5倍、税引き前当期利益も大きく伸びており、経常利益率は16.8%となりました。

供給先の契約電力と販売電力量でございますが、契約件数は順調に伸びており、1年間の供給量は957キロワットから1,074キロワットになり、家庭の契約件数も54件から74件に伸びております。

また、売上高と売上原価ですが、当期の全体売上高は4,834万円となりました。

販売費及び一般管理費と営業利益は売上総利益1,142万7,000円に対して、販売費及び一般管理費は総額87万7,000円、差し引き営業利益は1,055万円でした。

営業外収益及び営業外費用については、町への健康促進器具、歩行姿勢測定器、逆立ちマシン、移動式パワープレート、体組成計の寄附に要した費用として239万9,000円となり、第2期に引き続き、今期も寄附を実施しております。また、健幸むつぎわロードレース大会への協賛金として5万円を寄附しております。

配当につきましては、当初の取り決めどおり、剰余金が発生しても配当は行わず、新規事

業やまちづくり事業等の地域振興に関する業務に充当していく方針でございます。

主な設備投資の状況については、スマートウェルネスタウンにおけるエネルギーサービス設備の施工を行い、コージェネレーション設備の導入を国の補助金を活用して実施しました。30年度にはまだ工事は完成していませんので、損益計算書には計上されておりませんが、貸借対照表に建設仮勘定として計上しております。

資金調達の状況については、エネルギーサービス設備の設備投資に係る資金のうち、消費税を除いた金額は、国からの地域の特性を生かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金及び町からの負担金により賄っております。貸借対照表には、圧縮未決算特別勘定に計上しており、設備が完成した後に収益として計上する予定です。

なお、設備投資に係る国の補助金は、工事完了後に支払われるもので、建設事業者に支払いをした領収書をもって補助金が振り込まれますので、それまでのつなぎ融資として、株主である千葉銀行と房総信用組合から1億2,700万円のつなぎ融資を受けております。

財産及び損益の状況については、総資産3億8,624万8,000円となっています。重要な親会社及び子会社の状況としまして、株主は全く変化しておりません。睦沢町が議決権の過半数を有しており、また、重要な子会社はございません。

主要な借入先について、先程の千葉銀行と房総信用組合から1億2,700万円のつなぎ融資を受けており、国の補助金が支払われ、決算報告書には反映されていませんが、4月にそのうちの8,400万円は返済を行いました。全てを返済するのは、来期決算を踏まえた消費税の還付が行われる時期になる予定であります。

また、株式の状況、会社役員の変更はございません。その他、重要な事項として、むつざわスマートウェルネスタウンにおけるエネルギーサービス事業のコージェネレーションシステムなどの設備工事の施工を実施しており、工事は順調に進み、予定どおり国の補助金も受領しております。

次に、決算報告書についてですが、貸借対照表の資産の部、流動資産については、1億4,397万8,746円、固定資産として建設仮勘定2億4,223万3,982円が計上されており、資産の部合計は3億8,624万8,728円になります。

負債の部は流動負債として、3億6,860万9,817円ということで、短期借入や圧縮未決算特別勘定2億3,587万4,905円などを計上しております。

純資産の部につきましては、株主資本1,763万8,911円ということで、当初の資本金900万円に加えて、利益剰余金863万8,911円を加えたものになっています。

損益計算書につきましては、純売上高は4,834万707円、売上原価として調達費、託送供給料、納付金等を合わせまして3,691万3,009円、総利益として1,142万7,698円、販売費及び一般管理費87万7,151円を売上総利益から差し引きまして、営業利益1,055万547円となっています。

経常利益として811万2,782円から、法人税、住民税及び事業税151万7,000円を差し引き、当期純利益は660万4,782円となりました。引き続き、事業運営に万全を期して参りたいと存じます。

以上、挨拶と行政報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告をいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名をいたします。1番、丸山克雄議員、13番、田中憲一議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日と明日の2日間にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日と明日6日の2日間に決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第3、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整

理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、あらかじめご了承ください。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

---

◇ 市 原 時 夫 君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に沿って一般質問を行います。

まず最初に、住民の足の確保について伺います。

この問題は、これまでも路線バスの廃止、縮小の動きが出たときに、私は民間バス会社への直接調査を始め、循環バス実施、デマンド交通の提案などを議会でも取り上げて参りました。

今、そしてこれからは、民間交通機関の活用とともに、高齢者、生徒、学生、通勤者など、若者、そして中高年の足の確保の問題で、公共交通の役割はさらに切実なものになると考えておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

その第一には、国としても、高齢社会白書2019年版によれば、65歳以上の人口が2040年をピークにすると予測をされており、町も恐らくそうだと思いますが、今後、高齢者人口の増加とともに、住民のさらなる足の確保が求められるということは、明らかになっているのではないのでしょうか。今こそ充実の立場で計画を立て、実施をする時期ではないかと思うわけであります。

既に現状で地域交通機関の衰退により、住民の足の確保、移動が制限をされているものでありまして、住民の日常生活、地域社会活動に支障を来していると考えております。

第2に、交通安全の立場から、高齢者の免許返納の気持ちはあるが、そうすると移動の自由が制限されるという大問題も、今、表面化をしているわけであります。

この住民の足の確保の問題は、大きく言えば、いつでもどこでも自由に安全に移動することは、健康で文化的な最低限の生活を営む上で欠かせないものであり、憲法に保障された生存権、移転の権利、幸福追求権などをもとに、移動する権利を保障する施策が、国や自治体に求められているのではないのでしょうか。地域交通をめぐる深刻な状況を見れば、住民の移動権を実質的に保障する施策を進める必要があると考えております。

第3に、年金が当てにならないから2,000万円ためておくと、とんでもない、これは事実

でしょうけれども、内容が国民の間で大問題となりました。

こういう政治の中で、高齢者の就業も増えており、新たに仕事先への移動ということも問題になって来ると考えます。マイカーを利用していた生活から、公共交通による住民の暮らしを、移動の自由を確保するという観点が必要なのではないでしょうか。

そこで、交通移動手段の保障という件について、長期的にしっかり町行政と位置付けるべきと考えますが、伺います。もしこうした長期的なきちつとした計画があるのなら、その趣旨をご説明願いたいと思います。

第2に、運転免許証を返納したいが、その後の交通機関の不便を感じ、返納出来ないという方が多いと思われませんが、こうした実態調査はされたのか。されていれば、その結果。されていなければ実施をすべきではないかと思いますが、お聞きをいたします。

第3に、現状で運転免許証返納者への福祉タクシーの利用制度は、どのように活用されているか伺います。

交通移動の権利の保障という場合、町内にとどまらないわけでありますが、マイカーで移動されていた状態に近い環境づくりが必要でありまして、例えば長生病院を含め、町外へは主要道路となる路線バスから駅への連絡が主体と思われませんが、私は、町内の各世帯を回るデマンド交通と、路線バスや新たな公共交通との接続を充実した、こうした制度をしっかりと位置付けるべきではないかと考えます。特に、長生郡市の広域での協議をしながら、行政を越えた取り組みをすべきではないかと考えますが、伺います。考えがあれば、お聞かせください。

次に、空き家対策について、お聞きをしたいと思います。

町のこれまでの調査によると、3桁以上に上る空き家があるとされてきました。空き家といっても様々な形態があり、空いている借家、売りに出している家、日常的には利用していないが定期的に管理され将来活用を見込んでいる家、別荘、その他の空き地に国のほうは分類をされているようであります。

この中で1番問題なのが、放置されたままのその他の空き家が増えているのではないかとされることでもあります。庭木が生い茂り、近隣の安全その他で迷惑を掛ける。火元にもならないかという心配、危険があるなど、安全、衛生、景観の面でも解決をしなければならぬ問題だと思えます。

平成26年11月に、空き家対策特別措置法が施行されました。空き家の実態調査、空き家の所有者への適切な管理の指導、空き家の跡地についての活用促進、適切に管理されていない空

き家を特定空家に指定することが出来る、助言、指導、勧告、命令が出来る、罰金や行政代執行を行うことが出来るなど、危険な空き家を自治体が特定空家と認定して、解体し、費用を所有者に請求するなどのものでありますが、全国的にも町内でも、こうしたところは確か1件あったかな、わかりませんが、これまでも町としては様々な努力をされて来たことは評価をいたします。空き家バンクの制度を作り、また、空き家の管理者への管理の徹底、処分など、こうした指導をされてこられまして、私の知っている中でも、こうした取り組みの中から所有者が自主的に取り壊し、整地をするなどの前進面も生まれております。

ただ、私は、何でも取り壊しが最優先ということではなく、活用出来る空き家の解体、除去は資源の浪費でもありますから、有効に活用出来るようにすることが重要だと考えています。現存する住宅資源を生かすことを促進し、中古住宅の流通をしやすく出来る施策の拡充へ充実をすべきではないでしょうか。

そこで、第一に、町内の空き家はどの位あるのか、改めてお聞きします。また、特にその他空き家と思われる放置空き家の現状と対応はどうお考えか、また、やっているのか、お聞きをします。放置空き家の増加と原因について、有効活用の障害になっている理由はどこにあるのか、どう捉えているのか、お聞きをいたします。

私は、町はこれまで住宅を新たに作る、そして、補助制度などで低額の負担により住民人口を増やすということで、これが一定の効果を上げていることは評価をいたします。有効に活用出来る制度はどうしても必要ではないでしょうか。解体した跡地を家庭菜園にするとか、隣の家が買い取ることが出来る、こういうような利便性を援助するとか、個人の努力では限界がある、町としての何らかの制度、仕組みを検討すべきではないか。

長期的なまちづくりの一環として、私はこれは、今後のまちづくりのためには非常に重要な問題を含んでいると考えますので、お聞かせいただきたいと思います。

次に、学童クラブについてお聞きをしたいと思います。

学童クラブが睦沢小学校敷地に移転をいたしました。子育て支援の町への充実として、国の様々な指導などにとどまらず、指導員の専門性を充実した体制にするときではないかと考えます。

この学童クラブは、町の様々な施策がありますけれども、住民自身が立ち上げて、そして運営を進める中で、行政が援助をし、そして行政が主体になるというような、いわば住民が主人公というタイプの中から、切実な要求の中から実施をされ、進んできたものでありまして、だからこそ当初4名の児童から始まった学童保育が、町の積極的取り組みなどもありま

して、また、睦沢小学校敷地への移転もあり、支援員、以前は指導員と言っておりましたが、名前が変わったようではありますが、努力もあり、利用者の増大など、喜ばれているわけであります。

現在、教室数は3教室に増えたようではございますけれども、日常的な利用児童の数と夏休みの利用者数は、それぞれどの位になっているのか。支援員の配置数、資格取得状況をお知らせいただきたいと思っております。

厚生労働省は2015年から1教室に放課後児童支援員を原則2名以上配置する。同支援員は保育士や社会福祉士などの資格を持つとともに、都道府県知事の研修を修了するという従うべき基準を設け、各市町村に義務付けをしたわけであります。こういうところにきちっと該当してやられているかどうか、お聞きをします。

また、基準を40人以下を単位に指導員2名以上配置をする。そして、そのうち1人は放課後児童支援員という新基準で認定をされた有識者などにするというふうにしております。

ただ、その後、この配置数や資格については町の判断に任せる、自治体に任せるという、いわば後退的な内容が出ました。

私は、町としては当初の国の基準どおり、策定の従うべき基準を堅持すること、有資格者の原則2名配置という、より充実した体制をすること、支援員の病気などの事態にも対処出来るように、2名プラスアルファでどんなときでも確実に複数配置が出来るような充実をすべきではないかと考えますので、お聞きをしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1、住民の足の確保について、現在、町の広域的な公共交通は、小湊鉄道が運行するバス路線2路線のみとなっております。

町は、平成25年に利用者の減や運行費用の増に伴い、巡回バスの運行を廃止し、それにかわり、町内在住者などが路線バスを利用するに際し、運賃の2分の1を補助する制度を開始いたしました。

路線バスの利用者、延べ人数になりますが、制度開始前の24年度は約1万4,000人でしたが、制度を導入した25年度には約1万8,000人となり、その後、徐々に利用者も増え、30年度には約2万3,000人となりました。

また、利用登録者数は191人で、二十未満が66人、34%、60歳以上の方が92人、48%とい

った状況でございます。

また、この路線バスの運行については、利用者への補助とは別に、運行事業者に赤字補填として750万円の運行維持補助金を支払いしております。

このことにより、福祉タクシーと併せ、広域的な公共交通に関しては、ある程度補完されているものと認識をしております。

議員ご質問の、生活に寄り添った広域的代替公共交通という意味では、路線バスは本数も少なく、かつ土日祝日の運行もされておらず、これが完全ではないことも十分理解をしております。

以前、私もいすみシャトルを本町にとめたいということをしてきましたが、いすみ市、また、シャトルの運行事業者でもあり、路線バスの権利を持っている事業者などとの課題もあり、その実現がなかなか出来ない状況でございます。

また、現時点では町単独で町の外に出るバスやデマンドの運行許可が出ないような制度となっております。

しかしながら、国でも規制緩和を進めておりますので、今後の状況を注視しながら、町が出来ること、出来る範囲の中で検討して参りたいと思います。

なお、住民の足の確保という点では、町内の移動手段といたしまして、現在、町民主体によります、くらしの足のプロジェクトチームを立ち上げ、町内の交通問題の解決を図るための検討を進めております。これは、プロモーションプロジェクトの中で配車システムを検討して参りましたが、昨年度は町民を対象とした、くらしの足ワークショップを開催し、町民が交通手段に対して持っている課題や現状について話し合いを行いました。

また、気兼ねなく送迎を頼めるようなという意見からも、今までとは違う新しい交通の可能性を見出さなくては、せっかく新しい交通手段を企画しても、利用する人がいないという事態もあり得ることがわかりました。

このように、交通問題については様々な課題や事情が絡んでいることから、単年で解決することは非常に難しく、ある程度長いスパンで成果を見込む必要があることを改めて認識することになりました。

本年度になってからのワークショップについては、住民によるプロジェクトチームを立ち上げており、12名の住民が参加してくれております。

なお、交通弱者の希望の全てに応えようとするような運行を考えていくと、中途半端な対応になることや、運行する側にとっても負担になってしまいますので、運行する側が出来る

ことの中で、最善の方法やサービスが出来るようなことを考えながら、その考えに同意出来る会員を募って、実験的に運行していく形をとりたいと考えております。

また、全てがボランティアになると負担も増え、継続が難しくなってきますので、費用のねん出方法や役務の対価については、他の事例をベースに、ある程度の運行方法が決まったら検討して参ります。

具体的には、一つ目として、決まった時間に決まった目的、買い物のために乗れる、お買い物ワゴン、これは仮称でございますが、新しい道の駅を目的地として、土睦地区と瑞沢地区に分けて車両でのルート巡回を行い、食品や医療品などの生活必需品をそろえるための手段として利用出来るものです。

二つ目といたしましては、町内の行きたいところまで連れていくデマンドカー、これは仮称でありますけれども、デマンドカーでは利用予約や運転手の確保状況により、必ず利用に応えられるものではありませんが、利用者の自宅から目的地までドア・ツー・ドアで移動が出来るものであります。

いずれの方法も、プロジェクトチームのメンバーが所有している車両や、町の公用車の空き時間を利用しての運行を予定しており、利用予約から車両運転までの全てをメンバーがボランティアで実施することを予定しております。

利用はボランティア運送の趣旨に同意する方だけの会員制、利用者の負担が大きくなりえない程度の会費にて運営することで進めていければと考えています。

運用開始の目標といたしましては、10月ごろに交通弱者に協力していただき、テスト運行を開始し、問題点などを改善しながら年度内の運用開始を予定しております。

なお、交通問題につきましては、住民任せということではなく、本プロジェクトとは別に検討をする予定でございます。将来の新しい地域交通ということで、町内の施設利用者や住民が役場や公民館、道の駅、運動公園などの拠点間を移動するための移動交通手段として、環境に優しいスマートモビリティの導入を目指したいと考えております。

また、併せて、将来的には公共交通の自動運転化を見据えた最新の技術動向や関連する法改正なども踏まえ、地域住民の利用ニーズにも対応が出来るような、電動により時速20キロ未満で公道を走る、スローグリーンモビリティの導入も検討していきたいと思っております。

こちらについては、出来れば道の駅などの民間事業者が事業主体となって運行が出来るようなシステムにしたいと考えております。

住民の足の確保ということで、喫緊の課題ということは十分認識しておりますので、出来

るだけ早い時期に実現可能となるよう、鋭意進めて参りたいと思いますので、ご理解を賜るものでございます。

次に、2の空き家対策について、まず、放置空き家の現状について申し上げます。

空き家につきましては、昨年度調査を行っており、空き家に該当すると思われるもの、これは建物が所在している土地に住所がない方で、外観目視によりまして生活している形跡が見られない建物、これが183件、また、空き家に該当するか、しないかの判断が出来ないものが100件、これは外観目視により居住はしていなそうだが、定期的に使われているなどの形跡が見られるもの、例えば、洗濯物が干されていたり、浄化槽のプロワーが動いていたたりして、常時ではありませんが、定期的に建物を利用していると思われるものでございます。

そして、空き家となった理由ですが、本年7月に確実に空き家に該当すると思われるもの、判断が出来ないもの、合わせて283件分の建物の所有者に対して、空き家の有効活用を進め、定住促進による地域活性化につなげるためのアンケート調査を実施いたしました。

空き家と思われる方の所有者の住所は県内で173件、そのうち、多いところで茂原市が35件、千葉市30件です。また、県外では110件で、そのうち、東京都67件、神奈川県21件、埼玉県13件という状況でございます。調査件数283件に対し、回答は131件あり、回答率は46.3%でございました。

その結果、自分または親族が住んでいる、売却・譲渡済みである、解体済みである、貸し家で入居者が既にいると回答した人は20人、15.4%で、お盆や正月などに時々利用している、物置・倉庫として利用している、仕事場・作業場として利用している方が63人、48.5%、貸し家で入居者なしが2人、1.5%、空き家となっており利用していないと回答した方が45人、34.6%でありました。

この問いの、自分または親族が住んでいる、売却・譲渡済みである、解体済みである、貸し家で入居者が既にいると回答した20人を除いた人に、空き家になった理由を聞いておりますが、1番多い回答は、住んでいた人が死亡したためが約25.5%。次いで、取得したが入居していないためが14.5%、そのほか、住んでいたが施設入所・長期入院したため相続等により取得したが住む人がいないためという順でございました。

また、今後、空き家をどのようにされますかという問いについては、売りたい・売ってもよいが24.5%、今後も自分または家族が管理するが14.5%、次いで予定なし、セカンドハウス・物置として使用する、解体したいという順で回答がございました。

そして、空き家バンク制度に関する問いについては、登録したいという方が23人、21%、

登録しなくてもいいという方が48人、43.6%、その理由は、現在使用している、または今後使用する予定があるというものが多くを占めていました。

このアンケートを契機に、7月以降に空き家バンクの登録が6件あり、これから登録したいという直接の問い合わせも2件ございます。

現在の空き家バンクへの登録はこの6件を含め8件でございますが、空き家を利用したい方の登録数は141件あり、特に東京を始め都市部の方が多く、また、空き家を利用したい方は確実に増えて来ております。このようなことから、まずは空き家バンクへの登録をしていただくようPRをしていきたいと思っております。

今後は、空き家を活用するために、アンケートで空き家の活用に興味を持っている方には連絡先をいただいておりますので、メールマガジンを配信します。配信内容については、町の補助金や空き家バンクの支援情報のほか、空き家の活用事例や空き家関連のワークショップ開催も考えておりますので、その開催情報などを随時配信するとともに、質問なども受け付け、国や県、また専門家にも回答をもらい、よくある質問集として配信します。

また、これらの配信内容は町のホームページでも一般に公開し、空き家に関する関心度を高めて参りたいと考えます。

アンケートの中でも、今後の活用予定がなくどうしてよいかわからない方や、荷物が置いたままで処分に困っているというご意見もいただいておりますので、民間事業者による空き家を活用するためのセミナーなども企画していきたいと考えております。

その他、空き家所有者等からのご意見として、管理が大変なので処分したいなどもありますので、空き家の放置による環境面への影響や、人口減少対策への貢献が出来るよう、議員のご意見も参考にしながら、今後とも検討・研究して参りたいと思っておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

次に、3番の学童クラブについて、睦沢小学校敷地に移転したが、子育て支援の町への充実として、国の基準にとどまらず、指導員の専門性を充実した体制にすべきではについてお答えいたします。

本町では、平成16年度より公設の放課後児童クラブとして、町社会福協議会に業務委託して運営をしております。

その児童数は、当初は16人でしたが、徐々に利用者数は増えて参りました。特に、本年度の通年利用者は58人となり、昨年度の38人から20人増と著しく増加しており、この夏休みの利用は40人となり、通年と合わせますと98人の利用となっております。

このように利用者が増えた要因といたしましては、今年度は小学校1年生になったお子さんが多いということが挙げられますが、今後の見込みとしては、数年横ばい状態が続いた後、減少していくものと思われまます。

ご質問の、学童クラブが睦沢小学校敷地に移転したが、子育て支援の町への充実として、国の基準にとどまらず、指導員の専門性を充実した体制にすべきではでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が5月31日に成立し、この法律の中で児童福祉法についても改正され、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、令和2年4月1日以降、省令と異なる条例の定めを置くことが可能となりました。

本町では、平成30年4月の小学校再編に合わせ、放課後児童クラブも現在の睦沢小学校に移転し、現在空き教室三つを使用して運営しているところでございます。移転により部屋数も増え、学校終了後の移動もなくなったことから、利便性は向上したものと考えており、また、現在7名の支援員・補助員がおりますが、その方々の資質も高く、利用されている方も、町としても満足のいく運営が出来ていることや、児童の安全面などを考慮し、現在のところ支援員の員数を減らすことは考えておりません。

今後も、事業のさらなる質の向上を図るため、放課後支援も含め、利用者や様々な方のご意見を聞きながら運営を行って参りたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ちなみに、支援員・補助員の内訳でございますが、支援員が3人、うち町職員が2人、そのうちの1人は保育士、町職員以外で保育士の女性の方が1人、またもう一人は、今、介護により休職中でございますが、もう一人支援員が、保育士の方がおります。あとは、補助員が4名ほどおりますが、みんな4年から10年ということで、ベテランの方がそろっているという状況でございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 住民の足の確保についてでございます。

これは今の話もお聞きをしたんですが、結局今の話ですと、ボランティアと、それから会員登録制で、これはそういう形をずっと続けるという意味なんですか。それとも、当面のところやってみるということなのか、ちょっとそこがわからないので、ご説明を願いたいというふうに思います。

それから、ちょっとはつきりわからないのですが、最初、この町の配車システム計画の中で、私もこれは意見をつけたのですが、スポーツ観光優先の立場から、観光客向けの移動手段の充実ということを出して、その中で住民も利用出来ますよという形になっていたので、それは主客転倒じゃないかと。まず、住民ではないかということで、私も提案をしたわけですが、基本的な考え方がどういうふうになっているのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、数値的な問題でわかれば、わからなきゃしょうがないと思いますが、免許証の返納の問題だとか、福祉タクシーの利用の問題だとか、こうした点の数値的なものがわかれば、それは教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、今ちょっとお答えがなかったんですが、町内の中での一定の方策というのは出したと。私が聞きたいのは、それだけじゃなくて、行政を越えたこうした広域的な公共交通機関の充実ということで、例えば長生郡市の広域での協議などを含めて、つまり、これまでマイカーを利用された方が、例えば免許返納で出来なくなったといった場合に、それは町内だけで動いていたわけではないわけですから、それと出来るだけ同等、近い形の交通のことを考えた場合には、最低でも長生郡市の中で自由に移動出来るという視点での協議を、私はしながら、そうした広域的な交通の対応を検討すべきではないかと。

全体で無理でも、例えば睦沢町の場合ですと、茂原との関係が1番大きいわけですから、茂原市との行政を越えた取り組みという考え方もあるのではないかと思いますので、その点はちょっと今はつきりしなかったので、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、これは数値的な問題ですけれども、今後の、じゃ、具体的に新たな免許取得、見込みはどうかと。それから、返納。ここ5年でも10年でもいいですけれども、大体どの位の数で睦沢町はなっているのか、今後、返納者というのは見込みはどのようなふうを考えているのか、この辺をお聞きしたいというふうに思います。

私、なかなか難しいけれども、全国的に色々調べてみました。それで、例えばですよ。例えばの提案の問題ですけれども、長野県木曾町というのがあります。これは、行政を越えたということではないのですが、実質的には行政を越えたようなシステムだと。というのは、合併という事態があって、その協議会の中でかなり広域的な移動手段の充実が求められているというようなことで、利用者ニーズを色々把握したと。

今の町長の話ですと、主催者として出来る範囲内というようなこと、それから、利用者を一部に限定するというような話でありましたけれども、私は、それは本当に全体的な今後

の高齢者を含めた方々への足の確保につながらないというふうに思うわけでありまして、木曾の町というのは、もう根本的な考え方から違うんですよ。

例えば、じゃ、その路線バスの利用者が増えましたと。木曾町ではバス停までの時間、これによってかなり利用したいが利用出来ないというようなところもあると。これは陸沢町もそうだと思いますよ。幹線しか走っていないんだから。そういう意味で、ここでは徒歩7、8分なら大丈夫というのが、7割がそういう回答をしたということで、こういうところは一つ大事だということを明らかにしたと。

ですから、現存の路線バスや一部のこうした会員のなものではなくて、全体を対象にしたと、これが大事ではないかと思うわけでありまして。

日中は1時間に1本、朝、夕の学校から帰って来るとか、通勤から帰って来るときは40分に1本というような形で、例えば陸沢町の路線バスは最終時間延長、こういうようなものも要望もあると思いますけれども、こうした点も含めた民間の路線バス等公共交通機関という基本的な考え方を、まず明らかにするということが大事ではないかと。

そういう中で出たのが、交通体系としてゾーンバスシステムの導入、これはどういうことかということ、一つはつまり路線バスの動きの幹線道路などを走るバスに、どう地域の人々をつなぎ合わせるかということで、巡回バスとデマンドタクシーなどの乗り合わせと乗り継ぎ、ポイントを決めて組み合わせるという仕組みで、これは取り組んだということが出ていたわけでありまして。これは結果的には行政を、実質的には越えたんですけれども、合併しちゃったので、これは一自治体という話ではありますけれども、こうした基本的なところのものと長期的な考え方をやる必要があるのではないかと思うんです。

ちなみに、私これで事業的にどうですかと。平成30年度の事業収支は1億8,400万円の赤字だと。だけれども、特別交付税で8割は出ると。残り2割が町負担だということで、ここはかなり財政問題もよく考えているわけでありまして。

だから、私は特定の部分じゃなくて、大きく、広く長期的に考えてはいかがかなと思いますので、こうした広域的な交通のあり方についての考え方をお聞きをしたいというふうに思うんです。

国の補助制度で幾つか見てみました。例えば2011年度から始まっているのが、地域公共交通確保維持改善事業補助金、それから、国土交通省自動車交通局旅客課の地域公共交通づくりハンドブックと、長いんですが、これを見ますと、地域公共交通について、市町村が地域住民とともに主体的に取り組むことが出来るように、地域公共交通会議や法定協議会の設置

などの活用の仕方まで紹介をしているわけでありまして、地域間の幹線バスが地域で役立つようにするコミュニティーバス、デマンド交通との結節による路線の見直し、通勤通学の利用実態に合わせたダイヤ編成なども紹介しているということですから、国のほうもこうした、今はなかなかそういう制度がないというような話もありましたけれども、検討もされているようでありまして、研究してはいかがかなというふうに、改めて私は長生郡市全体としての法定協議会の設置なども検討すべき、または、茂原市との協議会などを含めて、町内だけではなくて、こうした茂原市を含めた広域的な公共交通手段ということも検討すべきではないかと思っておりますので、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、空き家対策の問題であります。

町の努力で、私はかなり前進していると思っております、これは。個々人に細かくご連絡をして、そして意見を聞くということでありまして、これは非常に私は評価をして参りたいというふうに思うわけでありまして。

まず、基本的に睦沢町としてどう考えているのかということなんです。一つは、これまでとはとにかく新築、新築ということで、そこへの補助制度を充実して、それで新たな人口の急減を防ぐという町長の基本の方針でやって来たわけでありましてけれども、より住民に利用しやすい制度にするためには、やっぱりこの空き家の有効活用ということ、総合的に私は長期的な計画づくりを、計画を作るんですね、長期的に。やるべきではないかというふうに思うわけでありまして。

そこで、私もこれなかなか実は難しいなと、色々調べたんです。これは例えばの例ですよ。直接電話して聞いたんですが、人口が3,500人、睦沢町の半分。高知県の檮原町というところがあるんですよ。

これは何をしたかといいますと、空き家を公的賃貸住宅として町が10年から12年借り上げ、国の補助制度を活用して、国が2分の1、県、町が4分の1の負担で住宅を改修し、この逆算方式で月1万5,000円の家賃を使用料として平成25年から、まず実際にこれを利用するとどうなるんだということで、3棟から始めたそうなんです。それで、現物を示した。これはホームページでも見てみると、そういう家がたくさん出ておりますけれども、やったと。

現在、50棟。50棟ですよ、3,500人のところで。197人、ほとんど町外からの移住で、子供世代も56人移住されたということなんです。

町長、先程のこの調査の中でちょっと触れていなかったんですけども、ここではやはり壊して整地しちゃうと、固定資産税が6倍位はね上がるということで、つまり、使用をして

いないという実態は変わらないのに、税金だけは6倍になっちゃうという問題があったということで、固定資産税はその間免除するというふうにしたそうです。これはだから、やれば出来るということ。つまり、自治体として期限を決めて借り上げて、そして、その間固定資産税は取りませんよということでやる。もちろん、それだけじゃないですよ。大阪や東京まで来て紹介をするという広報活動もなされている。

あっと思ったんですが、ほとんどというか、多くはホームページを見て、是非そういうところに住みたいと。ほとんどがそうだそうです。だから、やっぱり今の時代、もちろん口コミというのはあるのかもしれませんが、広く対象者を広げるという意味で、こうした制度を色々見るそうですね。全国的ないろんな移住先を探すという中で見ているそうですけれども、向こうから申し込むと。

という中で、例えばこういう人までいたそうですよ。10年後には帰省をすると、帰ってそこに住むという人も、じゃ、期限を決めておけば家がきれいになると。それから、やっぱり信用の問題ですね。個々の取引だけじゃなくて、町が責任を持ってくれるということで、借りる側も貸し出す側にも安心感があるということで、町への貸し出しを積極的に申し出る状態にまで、今なっているということでもあります。

それにとどまらないで、今後の見通しの住民調査なども行う中で、例えば住んだ方が買いたい、それから延長したいと、いろんな、つまりそこに定住するという、一時的に借りるんじゃないで、定住につながる。子供がそこまで来ているわけですから、そういう中で、定住する流れがここに出ている。

私はそれで聞いてみたんですよ。千葉県の場合はどうですかねと。コーディネーターという方がいらっしゃるんですけど、聞いたら、千葉県はもっと有利じゃないですか、都市部のそういう働き先があるんだから、高知県というところと比べてもというようなことがあったわけです。

私は、空き家バンクというものの考え方とセットにして、こうした、私は公共、つまり町が借り上げるなどをして、積極的に住みやすいということをやります。そのことによって、安全面からも、町の人口急減を防ぐという意味でも、私は効果があるのではないかと考えておりますので、こういう点は是非研究をして、うまくいけばかなり私はこれは進むんじゃないかというふうに思いますので、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、学童クラブの問題です。

一つは、問題は、後退はさせないですよということは、非常にそれは町の町長の判断とし

て、やっぱり子育て支援を大切にするという基本姿勢ということで、私は評価をしてもらいたいというふうに思います。

ただ、具体的に支援員の数、それから、あと補助員というものがありますよね。補助員というのは規定の中でどういう資格ということでは明らかになっていないのですが、この補助員については、どういうふうな教育なり資格をきちっと設けられているのか。

それから、プラスアルファでもしものことに対応出来るのかということも含めて、必ず2名と。最低2名ですね。対応出来るような体制がとられていますか。補助員が多いわけですから、この辺はちょっと不安材料があるわけです。

人としてはいいですよ。私は町としてはよくやっていると思うし、これはすごく大事だし、これだけ要望が増えて来て、現実にやって喜ばれているということでもありますから、その点の現状と対応について、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の2回目のご質問についてお答えいたします。

まず、住民の足の確保についてでございますけれども、先程もちよっと触れましたけれども、今、公共交通機関ということで、小湊バスが運行しておりますが、現在、土日祝日は運行されておられません。

この辺も、特に高校生などからも結構要望が出ているというふうに伺っております。出来れば、新年度は対策を講じたいなというふうに、今、内部で検討しているものでございますので、是非そういう形に持っていければというふうに思っております。

それから、先程事例を議員のほうで教えていただきましたけれども、今、議員がおっしゃったように、合併をして一つの自治体であれば、その中の範囲は法律ではオーケーになるということで、ただ、先程も申し上げましたように、国も行政単位だけだとどうかということが、今、研究をされているようでございます。

ということで、当然また法改正という可能性も出て来ると思います。今の時点では、睦沢と茂原が共同で運行するというのは、法的に許可をされないということになっておりますので、この法改正、先程も申し上げましたけれども、法改正を十分にらみながら、そういう形に持っていきたいと。それまでは議員おっしゃられるように、この公共交通機関に接続をする、連絡をするという形をとってもらいたいなど。

あと、先程議員からご指摘のございましたスポーツツーリズムで民間がバスの運行を行う、それについてということでしたが、それについても、今後出来るものであれば、民

間と協議をしながら進めて参りたいと。

それとは別に、先程申し上げましたワークショップを進めている中での運行を考えていきたいということで、最終的には町も、先程申し上げましたスローグリーンモビリティと、この導入を進めて参りたい、検討していきたいということでございます。こういうものを組み合わせた中で、トータルとして、議員がおっしゃられるように、町民が免許を返納した後もスムーズに移動が出来るようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、免許の返納済みの細かい数字については、担当課長から回答させていただきたいと思っております。

次に、空き家でございますけれども、空き家も、議員当然ご承知だと思いますが、この空き家バンクに登録していただければ、空き家の改修についても補助という制度を行っております。そういうことでご利用していただけるかなというふうに思っているところでございます。

ちなみに、平成28年度に相談件数のあった7件のうち6件は対応済み、それから29年度では相談件数6件に対して4件が対応済み、それから平成30年度は3件の相談があって2件は対応済みと。また、令和元年になりまして、相談件数4件、これはまだ対応済み1件でございますが、そういった中で対応を進めておるということでご理解いただければなというふうに思っております。

また、学童保育の補助員等については、担当課長のほうから具体的にお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原議員。

○12番（市原時夫君） 議長、時間の関係あるので、学童保育の補助員の関係の部分だけでいいです。あと、数字的なことは聞きますから。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

学童保育の補助員の関係でございます。

補助員につきましては、国で定めます放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準という定めがございます、そちらの中で、規定としては、放課後児童支援員が行う支援について、放課後児童支援員を補助する者というような規定でございます。ですから、何か

資格があるということでは特にございませんので、今お手伝いいただいている補助員の方々につきましても、特に資格を求めているということとはございません。

ただ、今、支援員をやっていただいている方々の中に、教員の資格をお持ちの方も2名おりますし、そういう意味では、大変充実した支援の形がとれているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） ちょっと逆になるけれども、学童について、つまり補助員というのは規定がありませんということで突っぱねられても困るわけで、それだったら補助員じゃなくて支援員にして、きちっと資格を持った人に配置をすればいい話で、そうしたほうがいいんじゃないですか。

それでなければ、私言いたいのは、対子供たちだということなんですよ。機械ならいいですよ。私は工場勤めたことあるから、何千とやるとオシャカが出るんですよ、まして。だけど、人間はそうはいかないわけですから。補助員という場合も、例えば県の研修をきちっと受けてもらうとか、一定の支援員レベルの、それが実際に生きるかどうかは別ですよ。だけど、最低そういうことをすべきだと。補助員で、そんなやらなくてもいい、お助けすればいいというだけだったら、支援員にすべきじゃないですか。それとも、きちっとそういう方にも全体の流れもわかってもらって、それで仕事についていただくということが大事じゃないですか。

これは否定しているんじゃないよ。今非常に頑張っているから。頑張っているから、せっかくまちづくりという子育て支援の方向を出すわけだから、より、ほかとの差も明確にするためにも、そういう意味でやったほうがいかなということをお願いしたいわけです。

それから、この足の確保の問題について、私は提案で、例えば自治体をまたぐというのはなかなかそれは難しいと言ったけれども、法定協議会だ何だ協議をして、それぞれの自治体がちゃんと時間を合わせるような形で、実質的に一つのパターンで設けるということもやれないこともないわけです。

それから、今言ったように、国の動向を見れば、こういうものに対しても積極的な支援をするという流れも生まれているわけですから、私はそれは今はないかもしれないけれども、そういう広域的な公共交通、どうすべきかということをいろんな角度から積極的に検討したほうがいいのではないかと。

結果はどうかかわからないですよ。だけれども、現実にかようなふうにやれば、車の運転免許を返納しても、多少不便になるけれども、事故だとかそういう危険性の立場から考えれば、返納して公共交通の中で暮らしていこうという人たちも出ると。例えば、夫婦で来て、変な例えで、ご主人が亡くなって、どう買いに行くというような人も少なくないわけだからという気はします。

それから、空き家の対策については、是非こういう点も考えてくださいよ。私はやっぱり、町がちょっとは入ったほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 三度目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、空き家でございますけれども、ほとんど空き家の場合、人が5年、10年全く住まなくなってしまうと、ほとんど改修が不可能に近い形になってしまうということもありますので、この辺についてはまた積極的に、前向きに対応出来るものについては検討して参りたいなというふうに思います。

あと、学童クラブの資格でございますが、補助員の方々の意向等を踏まえながら、支援員としての研修等を受けて対応出来るかどうか、またその補助員と相談をしながら進めて参りたいというふうに思います。

内容的には全く、担当課長が申しあげましたように、引けをとる人材ではないというふうに考えているところであります。ただ、議員のおっしゃられたとおりかなということもありますので、また相談をしながら進めて参りたいというふうに思います。

あと、交通の関係でございますけれども、法定協議会、実はこれは民間事業者も入っておりますということで、広域的にということになると、民間圧迫になるという意見が出てきますので、そういった中でも話は出してみたいと思いますが、まずそちら側から反対が出ますので、その反対があるうちは国もまだ許可をしないということでございます。

したがって、先程申しあげましたように、ただ、国土交通省のほうも実際、地域交通については非常に問題があるというふうに捉えておるようでございますので、今後の法改正を待って、いち早く、なったらすぐ対応出来るような体制を今からとっておくという方向に持っていければなというふうに思いますので、よろしくご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時30分まで暫時休憩といたします。

(午前10時20分)

---

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(午前10時30分)

---

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、13番、田中憲一議員の一般質問を行います。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 田中でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず最初に、むつざわ教育についてでございます。

昨年度、睦沢町園小中一貫教育基本方針が示され、自ら一步を歩み出す15歳に向けた取り組みや方策については強く共感するものの、施設に対する将来展望の話題が最近よく聞かれます。子供は地域とともに育てるべきであり、ソフトの部分が1番重要であると。教育のソフトの部分について、町の考えはどうかでございます。

私は、教育は人づくりだと思っております。そして、まちづくりに必要不可欠なことは人づくりであるとの理念を持っています。いわば、まちづくりの根本は教育なのであります。

現在、1園1小1中である睦沢町にとっては、昨年度示された睦沢町園小中一貫教育基本方針は、むつざわ教育にとり、15年間の教育課程を編成しやすい最高の環境下にあると思っております。学校の施設整備については検討が進む中ではありますが、連携教育から一貫教育になった今が、1番ソフトの部分の大切な時期だと思っております。ソフトの部分の取り組み、考え方についてお聞きをいたします。

そして、二つ目、教育には地域との連携が必要であるが、コミュニティ・スクールにおける中学校までの枠組み拡大をどう考えるかでございます。

先程来、話をしている睦沢町園小中一貫教育基本方針の中でも示されているとおり、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの充実を図り、保護者、地域とともにある学校を目指しますと明記をされています。

いち早く地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、小中で一体的なコミュニティ・スクールを設置するべきだと考えますが、どうでしょうか。

そして、k i tみずさわについてでございます。

民間へ無償貸し付けするに当たり、公募時には地元雇用や地元の農産物を仕入れ、地域活性化につなげるとの説明を受けたが、運営開始された現在の状況はということでございます。

平成29年第4回定例会で議決された無償貸し付けをする瑞沢小学校施設利活用事業についてであります。当時、応募の2団体から提案があり、選定委員会が設置をされ、厳正かつ公平に審議が行われ、事業を選定したと思います。我々議会にも議員全員協議会が開催され、業者からの提案の説明を受け、賛同をしたところでございます。

当時の説明では、食堂は宿泊客のみならず、地域の人も食事をしに来ることの出来るようにしていきますと。食堂では道の駅と連携して、野菜など食材を活用し、合宿の食事に提供することにより地産地消の宿を目指すと。宿泊所は、提案では1階、2階に設け、地域外からの集客などをするというので、計画を聞いたときには、とても素晴らしい、睦沢町のためになるなという計画でありました。実際、運営が今始まったわけですが、現在の状況はいかがでしょう。

以上、お聞きをします。

1回目、終わりにします。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2番目のk i tみずさわについてをお答えし、1のむつざわ教育については、教育長からお答えさせていただきます。

平成29年第4回議会定例会で議決をいただいた、旧瑞沢小学校の無償貸し付けについてでございますけれども、平成30年になってからリノベーションを行い、本年7月13日にk i tみずさわとしてオープンいたしました。

事業者からの提案については、地元の人と外から来た人がつながる泊まれる小学校をコンセプトとして、本施設を泊まれる施設にすることで、外から来た人と地元の人がつながるコミュニティの拠点とし、交流人口の増加を目指すという内容でございました。

宿泊事業を軸に、地域外の人を集客するというので、スポーツ合宿を中心に、地元の農家などと組んだ農業体験などにも対応し、食堂については、地域の方も食事に来ることが出来る施設とするとともに、地元の食材を活用することで、地産地消の宿を目指すもので、教室などは、宿泊はもちろんのこと、会議室、多目的室などにも活用し、地域の人や地域外の人が何かを始めることの出来る、つながる場所とするという提案です。

さらには、町内の雇用創出につなげるということで、運営において4名から6名のスタッ

フを採用するとしております。

議員ご質問の、運営開始された現在の状況はということでございますが、旧瑞沢小学校の跡地利用については、合宿の形を自由に組み立てられる、地域の人々がつながる場所として、既にオープンしておりますが、本施設は、地域住民などからの声を受け、事業者、R. p r o j e c tでは、より住民が利用出来るスペースの確保や宿泊者が利用出来る会議室を増やすことなどを検討した結果、2階は従来の用途として使用し、1階を宿泊施設としてリノベーションをしております。

事業の概要を申し上げますと、本施設ではL C C合宿所という、最低限のサービスを残した効率的な運営を行い、価格を下げて、お客様に合宿を提供する新たな合宿所の形にチャレンジしております。

事業者が運営するほかの施設の利用者から、もう少し価格が安いところで合宿したいという相談を多く受けているということで、合宿所の運営の一部、例えば清掃や食事づくりなどを、お客様や地域の方の協力を得ながら、価格を下げて提供いたします。

そして、お客様のニーズに合ったL C C合宿事業を軸に、地域外の人を集客していくとともに、特別教室などは多目的室として、地域の人や地域外の人が何かを始めたりつながる場所とします。

スポーツ合宿だけでなく、吹奏楽の練習や料理教室、また企業研修、グループワークなど、その利用方法は多彩になります。

k i tみずさわのk i tとは、工作キットのように自由に自分たちで組み立て、作り上げるという意味が込められています。

なお、食堂については、L C C合宿事業ということで、価格を下げるため、自炊の形をとっておりますが、自炊が出来ない団体へは、オープン当時、仕出しのお弁当を提供している状況でございました。しかしながら、8月末から本施設で調理した食事の提供も行い、その食材の一部については、地元農家から調達しているところでございます。

また、カフェの運営準備も進んでおり、このカフェでは、地元食材を使ったメニューを提供することとしており、もちろん地元の方も自由に利用することが出来ます。

今後、自炊を行う団体などに対しても地元農家の協力がいただければ、積極的に地元の食材を提供したいと聞いております。

また、既に町内で多くの農業体験、イベントなどが行われていますが、そのイベントの運営をしている幾つかの団体などとも連携することが決まっております。

例を挙げますと、未来ラボや、k i tみずさわの前で事業を展開するなみわい企業組合、そして佐貫地区でヤギ牧場を経営する川和ミルクとの連携が進んでいます。この川和ミルクにおいては、地元住民とも連携をとりながら事業展開しておりますので、今後、多くの集客が期待されるとともに、地元食材の提供という点でも期待が持てるものでございます。

そして、雇用の状況ですが、むつざわ広報などで募集をしたところ、申し込み、面接をした方は15名あったと伺っております。採用については、社員2名、アルバイト8名、そのうち町内の方の採用は、社員、これは施設責任者として1名、アルバイトスタッフ5名の計6名という状況でございました。

なお、施設の活用状況でございますが、月間の施設の予約状況で申し上げますと、7月には団体数7件、利用泊数は285泊、8月は団体数23件、利用泊数1,276泊、9月は団体数9件、利用泊数474泊となっており、その利用目的は、野球、ミニバス、バレーボール、サッカーなどのスポーツ合宿の他に、企業のレクリエーションや塾の勉強合宿などとなっております。

また、瑞沢地区社協の主催する夕涼み会も、8月にグラウンドと体育館で行われ、無料で利用がされております。

今後、地域の方や町内の団体とも連携した中で、農業体験や自然体験などのイベントにも対応しながら、年間目標9,000泊を目指します。

このようなことから、一部提案時と内容が変わった部分もございますが、地元の人と外から来た人が、つながる泊まれる小学校というコンセプトをしっかりと押さえながら運営をしてもらい、また町としても監視して参りますので、ご理解をお願いするものでございます。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 田中憲一議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1. むつざわ教育についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、昨年度、睦沢町園小中一貫教育基本方針が示され、自ら一步を歩み出す15歳に向けた取り組みや方策には強く共感するものの、施設に関する将来展望の話題が最近よく聞かれる。子供は地域とともに育てるべきであり、ソフトの部分が最重要であると考えますが、教育のソフト部分について町の考えはどうかとのことですけれども、まずは睦沢町園小中一貫教育基本方針について、町民ワークショップにおいては、睦沢町らしい学校を念頭に、どのような子供に育てて欲しいのか、また教職員ワークショップにおいては、本町の子供たちに身につけて欲しい力の柱を人間力、社会力と捉え、その上で義務教育終了時まで

必要とする具体的な力について協議いたしました。広くパブリックコメントもいただきながら、そのご意見も反映した上で、大きな柱となる教育目標、そして睦沢町園小中一貫教育基本方針を策定し、既に議会全員協議会にてご説明をさせていただいたところでございます。

議員のご質問でございます、子供は地域とともに育てるべきであり、ソフトの部分が最重要であるということでございますけれども、ソフトの部分についてといたしまして、教育課程、いわゆるカリキュラム作成の進捗状況について説明をさせていただきます。

指導方法は、園小中の発達段階に応じ違いはありますけれども、15歳の目指す姿を達成すべく、こども園、小学校、中学校の教職員で組織します町教育振興会で、国語部会を始め7部会に分かれ、重点的に指導する単元を絞り込み、カリキュラムの編成作業を開始しております。こども園から小学校まで接続カリキュラムを作成し、こども園保育教諭と小学校教諭がお互いに活動を理解し、円滑な接続が図れるようにしております。

小学校の高学年では、中学校で行われている教科担任制も一部で導入しております。7月に実施いたしましたけれども、中学校の教諭が小学校の児童に小学校で授業を行う乗り入れ授業、教科は、英語・体育でございますけれども、実施しております。

カリキュラムの編成作業は、15歳を目指す姿を共有し、一貫した指導に取り組むことを目標に推進しており、1月にはそのカリキュラムが完成する予定でございます。近隣の市町村にはない学校づくりを推進し、園小中一貫教育校として着実に歩む本町の学校で、学びたい、学ばせたいと思われる魅力と信頼のある学校を作りたいと思いますし、またそのような学校になれば、人口減少対策にも有効であるかなというふうに考えております。

次に、2点目の、教育は地域との連携が必要不可欠であるが、コミュニティ・スクールにおける中学校までの枠組み拡大をどう考えるかということでございます。昨年度、小学校は学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして出発いたしました。学校運営に関する意見をいただいたり、学習活動に地域のボランティアのご協力をいただきながら進めております。

来年度は、中学校へも学校運営協議会を拡大して設置する計画でございます。

学校運営協議会の役割には、校長が作成する学校運営基本方針の承認、また、学校運営について教育委員会、校長に意見を述べる事が出来るとあります。設置の方法については、園小中一貫教育を推進していることから、小学校と中学校の共同設置とする計画でございます。共同設置することにより、学校運営協議会内でも小中が連携し、学校運営や子供たちの学習面、学習内容、課題などが見えやすく、地域と学校が深くつながり、コミュニティ・ス

クールの推進がより活発になるものと考えております。

こども園への設置につきましては、来年度以降で計画しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） まず、k i tみずさわについてでございますが、無償貸付期間が、当時の契約の中で30年から45年ということで、非常に長い15年間の無償貸し付けということで議決をした案件でございます。

当時、全協を開いて目指す運営方法を示されて、それに説明を聞いた中で賛同をしたわけでございます。今、話を、町長からも答弁の聞いていると、低価格のL C C合宿所ということで事業が進んだということでございます。何よりも地産地消をうたって、地元の活性化をうたって、説明を受けて事業展開をされるのが本来であると。

先程説明の中では、雇用も生まれて、地域の活性化、その周辺の連携もとりながらやっていくということでございますが、何よりも当時の説明と若干変わったことを、議会、また町民のほうに報告なしに、変わった事業展開をされることがとても懸念されるところであります。確かに勧奨をしていくと。これから勧奨していくというお話でございますが、一部変わったという、一部内容が変わった部分があるという、先程答弁だったですけれども、L C C合宿所ということでいえば、すごい大きな変わりなんだと思うんですけれども、そこら辺、当時の説明と変わったところで、町側にこういう形でやっていくという報告もしくは周知があったのかをお聞きしたいと思います。

それとカフェ。8月から食材がある程度入荷をして、作っていくよということでもありますけれども、カフェも予定していると。カフェ開いて、食材が入るようにはちょっと思えないですけれども、そこら辺のもう一度、8月からの地元の野菜をどの位使えるようになるのか。また、カフェで食材が、町のものが入荷をされる予定のようなカフェなのか。ちょっとわかればお聞きをしたいと思います。

あと、教育の部分なんですけれども、先程教育長がおっしゃっていたとおり、町の教育振興会、私もちょっと機会をいただいて参加をさせていただいたんですけれども、確かに園小中の先生方が壁を持たずに話し合いをされて、連携をとっている姿が見られたのは、とても心強く思ったところでございます。

そして、15歳の姿を共有して、カリキュラムの編成作業をしていると。1月に出来るとい

うことで、とても楽しみにしているわけですがけれども、先程教育長言っていた、近隣町村にはない学校づくりということで、何か目玉になるものを、今話し合いの中で考えられているのか。その目玉になるような、近隣町村にないものがあれば、是非お聞きをしたいと思っております。

コミュニティ・スクールについては、1園1小1中の強みを利用して、是非早急に枠組みをしていただきたいと思います。要望ではなくて、提言で、なるべく早く早急にとということで、よろしくお願いをします。

2回目終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、事業計画の変更について、事業者からそういう報告があったのかどうかということでございますが、平成31年3月11日に旧瑞沢小学校施設利活用事業に係る事業計画の変更についてということで報告をいただいております。

その内容といたしまして、収容人員や宿泊収容定員、当初218名を90名にする。それから、開業の時期を7月1日から7月13日にする。それから、先程申し上げましたLCC合宿にするというような内容、変更の理由書、変更計画書が提出をされて、これを承認したところでございます。

これは、変更理由の大きな理由としまして、宿泊者が使用出来る会議室を増やしたい。あるいはまた、地域住民からの要望がございました、使用出来るスペースを確保してくださいというようなことを踏まえて、2階については従来の形で、1階の部分のみを宿泊施設ということの中から変更をしたい。それから、通年の集客効果が大きく変わらないようにしたいということについてもふれてございます。

あと、創業が7月1日から7月13日に変わったわけですが、これにつきましては、旅館業法の許可取得期間、従来1週間程度だったようですが、それが1か月程度に変更となったということで、これの見誤りがあって、開始が1日から13日になってしまったというようなことから、これは長生保健所の担当者より説明を受けたということで、こういう報告がされています。これについて、町も承認をしたところでございます。

1番、私が大きいなと思っているのは、カフェの運営準備を進めているということでございますが、これにつきましては、地元農家と提携を結びまして、食材を優先的に入れたいということで、もう既に地元から食材を入れているようでございます。出来ればこれも、最初

は自炊という形をとっておりましたけれども、自炊、あるいはこのカフェの運営するところも、両方とも、こういう食材がこの時期にはこういうものがあるというような計画書を作りながら、それをもとに積極的に利活用していただく。

また、先程申し上げましたように、町内にも、他にもいろんな団体が出来ておりますので、そこら辺との連携をするということで、より地元農家の食材を使っただくという方向に持っていきたいというふうに考えております。

また、ここら辺については、先程言いましたように、十分勸奨をしながら、指導を続けて参りたいというふうに考えていますので、ご指導ひとつよろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答えいたします。陸沢町教育で他町に劣るところは、やはり教職員は全てが同じ考えでした。それは、私たちの子供たちを、人間力、社会力を育てるということでもあります。とりわけコミュニケーション能力が不足していることが、先生方、また地域の声からも聞いておりますから、それをしっかりとゼロ歳から15歳で作り上げるんだと、目指していくことが大きな柱であります。

そして、具体的には、国語の中で、それから各教科を通しながら、先程申し上げましたコミュニケーション能力を育てること一貫して通しています。各教科でそのいわゆる話し合いをするとか、深い学びをするという意味では、その辺、各教科で通していくことを1番考えております。そして、併せて、郷土の誇りという部分では、総合学習を使いながら、地域を学ぶこと、いわゆる鮭の放流とキャリア教育であるとかですね。それから英語の学びも、そういうことを通しながら、全ての先生方が子供たちを同じ視点で学ばせる。15の姿を共有することが他の町村ではない、教育課程の中でしっかりとカリキュラム出来るのは、近隣ではここだけでございます。それも下から積み上げた部分というのは誇れると思いますので、その辺を、私どもさらに、1月、2月を目指して、しっかりまとめていきたい。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 先程ちょっと2回目で聞いて、これ3回目でもいいんですけども、結局、提案公募した中で、何業者かいるところで選定委員が開かれて、A社、B社のうちA社になりましたと。そのときの提案が事業を開始するに当たり変わって来た。我々は、その当時の提案を聞いて賛同をして、事業に期待をするわけでございます。そこら辺で、議決案件を事業方向が少し変わることを報告しないまま展開をされることがいいのかどうかという

のを、2回目でちょっとやわらかくお聞きをしたんですけれども、お答えがなかったので、これ3回目として最後、お聞きをします。

考え方によっては、説明されたことで賛同しているのに変わっちゃうといたら、これから睦沢町で何か公募で選定をするときに、公募のときにはいいこと言っておけば取れるよと。もらうだけもらって事業展開するのに変えていいよというような変な方向に進むことを危惧するので、そこら辺をしっかりとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この変更でございますけれども、目標としている方向が同じであるというような、まず判断がございました。議員おっしゃるようには、大きな変更だというふうに感じておられるようでございますが、町としては、スポーツツーリズムを通じて、町に地元の人、あるいはまたほかから入って来る人ということで、関係人口を作るというような大きな目標は同じであるという考えのもとからさせてもらった。

また、これにつきましては、6月に行政報告をさせてもらっておりますので、決して議会軽視というふうなことではなかったのかなというふうに思いますが、議員としてそういうふうに捉えられたということであれば、今後十分に気をつけて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） これで田中憲一議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 今 関 澄 男 君

○議長（市原重光君） 次に、今関澄男議員の一般質問を始めます。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 私のほうから3点ほど質問させていただきます。

まず1点の荒廃山林等未利用資源の活用についてでございます。

古い睦沢村史等の資料によりますと、本町の総面積、これは3,545ヘクタール、うち山林は1,596ヘクタールというようなことで、本町のおおむね42%以上が山林原野であるというふうに言われております。ちなみに、日本全国では68%が山林や原野であるというようなことでございますけれども、山間部はもとより、全域にわたって、現在、林業の衰退等によりまして、雑木や竹の繁茂によりまして荒廃しております。

この荒廃した山林を再生することはもはや不可能であります。環境面、景観面、そして災害対策面からも、何とか経済対策を講じまして、対応出来ないものかと考えるところであります。特に、この佐貫・妙楽寺の1番大多喜町寄りの大上も含めた三区の共有地がございますが、ここは私ども、私が中学校のころから演習林等を行った場所でありまして、非常になじみのある山でございます。

また、本町の番地も、この1番から、ここから始まっているというようなところでございまして、その三区の共有地も約20ヘクタール以上ございます。これ鶉ヶ音と書いてありますが、私の小さいときはオオガオト、オオガオトとっておまして、本当に山深いところでございます。

また、隣のデイスターカントリーの周辺、ここにつきましては、飛び地も含めまして、先に大林組から町に寄贈された山林原野約60ヘクタール、この広大な山林原野の有効活用についてお伺いしたいというふうに思います。

この対策といたしまして、まず1点目でございますけれども、一時、放牧によります養豚導入等の話がございまして、色々地元住民等の話し合いを進めて来たわけでございますが、なかなか不具合が生じまして断念した経緯もございました。その後、町としましても、公募による企業誘致の状況等を行っておりますけれども、その後の対策についてどのような対策があるか、お伺いしたいというふうに思います。

次に、②でございますけれども、バイオマス発電についてお伺いしたいと思います。

バイオマス発電、とりわけ木質バイオマスの発電につきましては、これはもう全国の中でもコストが高いというふうに言われております。燃料とする木材自体のコストなり、運搬のコスト、またこれは即使いしませんので、チップ化してペレットを作るわけでございますが、これを燃焼させる精製コスト、こういうコストが非常に高いわけでありまして、なかなか難しい状況は聞いておりますけれども、本町はおかげさまで睦沢エナジー、行政報告もございましたけれども、天然ガスを燃焼させ、タービンを回す発電というふうに伺っております。この睦沢エナジーの中で、熱効率の低い木質燃料、そして熱効率の高いガスの燃料との融合が出来ないかどうかですね。こういったものについて、研究開発の検討について可能かどうか。この件につきましてお伺いしたいと思います。

また、バイオマス発電のみならず、雑木・竹、こういったものを使用して、チップの製品や建材製品、こういう総合的に扱う企業といますか、こういったところがあるかどうか。もしあるとすれば、それらに働きかけて誘致が出来ないかどうか、こういうものにつきまして

てお伺いをしたいというふうに思います。

続きまして、農業の活性化につきましてお伺いしたいと思います。

本件につきましては、既に昨年度補正予算等の計上をして取り組む予定でございましたが、お隣の長南町、長柄町などの足並みがそろわず、現状という形になっております。

農業の振興事業の基幹組織を立ち上げる、いわゆる民間、そして町村、そして県の農業事務所等を広域的に取り組む事業につきましては、全国でも珍しいというふうに言われておりますが、ご承知のとおり、担い手農家の育成や町外からの新規就農等に関する相談窓口の一本化のために、6月17日に長生農業独立支援センター協議会が設立をされたのはご承知のとおりでございます。

今回は、一宮・長生村・白子町の3町村での稼働でございますが、本町でも新規就農に対する情報収集、新規就農といいましても、海岸だけではないわけでございまして、山間部での営農も十分あるのではないかというふうに思います。こういった意味合いで、本町の情報収集など、農業振興の一環として早期に、これに加入して検討すべきというふうに思います。大きな視点の中で取り組む。そして何にも増して、民間との共同活動、こういったものをやはり重視して、幅広く情報収集を行うのが、今後必要というふうに思いますので、その辺のお考えにつきましてお伺いしたいと思います。

3番目につきましては、財政でございます。

いよいよ9月1日オープンいたしましたスマートウェルネスタウン、道の駅つどいの郷。本年はこれによりまして、債務負担行為等で昨年予算計上いたしました10億円以上の大型の支払いが発生いたします。そして、これより毎年歳出する指定管理者に支払う財政負担額も発生して来るわけでございますが、将来的に本町につきましては、これからまた学校建設を始めとして、公共施設の老朽化等の傾向の中で、とりわけ学校建設については、2026年度建設のスケジュール化も進んでいるところでございます。

また、高齢化に伴う介護福祉に係る課題も山積している中で、今後の単年度収支の状況、これにつきましては、非常に厳しくなると思いますが、とりわけ財政調整積立基金の繰り入れといえますか、取り崩しといえますか、こういったものが当然発生して来るというふうに思います。

今、日本全国の企業では、内部留保というような形で、内部に保留する資金が相当ある、こういったことが聞いているわけでございますが、財調につきましても、行政の中での内部留保の基金でございます。こういったものが、今後将来、非常に厳しい財政運営の中では、

長期的な視点の中で見ると枯渇傾向になっていくのではないかというふうに思いますけれども、十分検討された財政計画から見た財政調整積立基金の見通しにつきまして、どのような方向になっていくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

そのような中で、災害等につきましては、北九州から始め、西日本を中心としまして、集中的な豪雨と、非常にいつ、突然発生するこの災害等につきましては、異常気象の中で全く予断を許さない、そういう状況で、この災害については予見が立ちません。そういった面で、災害時に対応出来る財政調整基金が非常に有効でございますが、この1番目の見通しの中で、もしこういったものが起きた場合については非常に難しくなるというふうなことで、早期の段階で本町独自の施策が可能な防災・減災対策基金の目的積立基金の創設を早目に検討して、来るべきときに対応出来る、そういう力のある段階でこういうものを検討すべきというふうに私は考えますが、この辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

以上、3点につきまして、ご質問申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、今関澄男議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、1、荒廃山林等未利用資源の活用についての1点目、三区所有の共有地並びに町所有の山林原野の荒廃した山林を再生する必要があると考えるがその対策についてということでございますが、三区所有の共有地の活用について私からお答えするのはそぐわないというふうに思いますので、私からは町所有の山林原野についてお答えしたいと思います。

当該の山林等については、議員のおっしゃるとおり、過去に一部の企業誘致を試みましたが、具体的な土地利用の内容としては、豚の放牧地としての提案で、平成29年6月に地元住民の皆さんに対する説明会を開催し、理解を求めたところでございますが、残念ながらご賛同を得ることが出来ず、この提案は実現には至りませんでした。

また、この山林等の有効的な土地活用を考える中で、幾つかの問題点をクリアする必要があると思われまます。

一つの活用の案として、人々が集うキャンプ場等のアミューズメント施設として活用する場合には、上水道とトイレの設置は不可欠であり、多額の経費もかかってしまいます。町所有の山林等は平坦地がほとんどなく、人が立ち入れないような急傾斜地が大半を占める状況ということで、現在は有効な土地活用の案が見つからないのが現状でございます。民間事業者等からの多様な提案にも耳を傾け、よりよい方策を考えたいというふうに考えているところでございます。

当然また、この町有地等、三区の土地については隣接をしておりますので、この町のほうに有力な情報があれば、また一緒に検討出来ればなというふうに考えますので、議員のご協力もよろしくお願いいたします。

次に、2点目の、睦沢エナジーで研究開発の検討が出来ないかというご質問ですが、木質エネルギーについては、事業としての採算がとれないこと。これは、原材料の収集や発電設備等の運転には、通年を通しての人件費、また伐採・集積機械や運搬車両なども必要となり、人材不足の折に人材の確保も容易ではないことなどが挙げられるとともに、発電した電力は東電線には流せず、需要家までの自営線の設置が必要であり、少なくとも発電所の近くでの需要がなければ、かつ発電した電気の需要だけではなく、熱の活用も出来るような施設への供給でなければならないこと、さらには相当規模の施設利用を見込めなければいけないということから、相当規模の電力と熱を高価格で買ってもらえる需要家が出て来なければ、睦沢エナジーでの開発は難しいという見解でございました。

また、規模的にも、議員がおっしゃる地域だけでは、事業の継続を考えた場合、通年を通して定量的な原材料の収集が出来ないことなどの理由や、樹木等を伐採した後の土地の活用、またその後の植栽などの課題もあり、事業化はかなり難しいと考えます。

なお、本件に関して、ほかの企業からのオファーも来ておりましたけれども、この企業の場合ですと、町のほうで搬出ですとか、その単価を見たところ、とても割に合わない。先程とほとんど同じ状況でございました。先程申し上げましたように、町内全域にわたる面積が必要ということ、また、山林所有者への交渉を始め、原材料の収集運搬や自営線の設置、需要家を探すことなどについて、町が負担してもらえれば、先程言ったようなことではございますが、協議のテーブルにつける的な提案でしたので、町の財政負担や交渉などにおける職員の負担、また作業員などの確保を考えますと、協議のテーブルにはつけないような状況でございますので、ご理解をお願いするものでございます。

また、過去に市原市からオファーがあったというお話もさせていただきましたけれども、過日市原市に確認しましたところ、やはり単価の問題で非常に難しいということから、現在の状況とすると、協議会で意見交換が行われている程度で、実際の取り組みについての動きは全くないというご回答でありました。

次に、3点目の、バイオマス発電のみならず、木材チップ、建材製品など幅広い取り扱いが可能な企業の誘致を積極的に取り組むべきと考えるがというご質問でございますが、1点目でもお答えしましたとおり、難しい状況ではありますが、今後も地元住民の皆さんのご意見、

アイデア等も参考にしながら、有益な企業誘致を進めて参る所存でございます。地元からのご意見等もありましたら、是非、ご提案いただければ幸いです。

次に、2の農業の活性化について、お答えいたします。

長生農業独立支援センター協議会について、議員おっしゃるとおり、令和元年6月17日に設立総会が行われまして、一宮町・長生村・白子町・JA長生、それから長生農業事務所の構成団体により設立されたというふうに伺っております。この協議会の設立後に、本町における新規就農の相談案件について、情報のやりとりも行ったところではあります。

また、本町においても、参加する方向で昨年度来より話を進めて参りましたが、議員もご存じのとおり、管内の6町村の足並みがそろわない事態となりまして、参加をいったん見送ることとなりました。どうも山間部についてはこの内容がそぐわないというような意見が、長柄町、長南町でも大分大きかったというようなことから、見送るということになりました。

しかしながら、今後参加しないという結論を出したわけではございませんので、今回参加しなかった長柄町・長南町との情報交換を密にしながら、内容等が山間部についても十分そぐうということになれば、三町の足並みをそろえて中で出来るということになれば、参加することとしたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の財政についての1点目、債務負担行為や公共施設の老朽化対策、福祉対策等によりまして厳しい財政運営が推測されるが、財政調整積立基金の見通しは。2点目の、防災・減債基金の創設を早期の段階で設置すべきと考えるが、は関連がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

地方財政法第7条第1項では、決算上生じた剰余金の一部は、年度間調整財源として積み立て、あるいは地方債の繰り上げ償還に充て、将来における財政運営の健全性を確保すべきことを規定しております。これを受けて、本町では、町の財政を健全に運営するため財政調整積立基金を設置しております。

本町の財政運営は、この財政調整積立基金の運用によりまして健全財政を保持しており、財政運営上は5億円程度の本基金を維持したいというふうに考えておりますので、今後は議員のおっしゃる施設の老朽化対策などの資金が必要となることが予想されることから、特定目的基金とともに、財政調整積立基金の確保に向けて、より一層の業務精査によります歳出の縮減に努めたいと考えております。

また、非常災害時、大規模災害時の備えとして防災・減災基金を作ってはどうかのご意見でございますが、大規模災害におきましては、国や県の制度活用も踏まえた規模の大きな

基金となることから、その創設には慎重を期したいというふうを考えているところでございます。先程も申し上げましたとおり、健全な財政運営のためにも、財政調整積立基金の確保、あるいはまた起債の返済額を一定額以内、これは内部で調整をしておりますけれども、そういうことを対応しながら対応して参りたいというふう考えております。

返済額が一定額を超えなければ破綻することはないということでございますので、睦沢町では、何十年も一般財源といいますか、これは非常に少ない中ですが、ここら辺のところを過去から持って来ておりますので、今現在でも新しい事業にしているということでございますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） まず、1点目の関係でございますが、質問の中で、三区の特定地域の共有地点についてご質問したわけでございますけれども、これにつきましては、特に特定することになりますので、私のほうもそれについては反省しているところでございますが、町内にはこういう入会地、また共有地が結構あると思います。恐らく同じような状況下になっていると思います。たまたまこの三区では20ヘクタールを超える面積地でございますが、また、頂上付近が非常に平らなところで、今はもういっぱい木が生えちゃって、ちょっとわかりませんが、非常に有効な土地であるというふうなことから、こういった質問させていただきましたが、これにつきましては、また三区の町民の代表の皆さん方と、また十分検討しながら進めて参りたいというふうに思います。

非常に、60ヘクタールも寄附された土地もあるわけでございますから、これもゴルフコースが9ホールも出来るような、こういう造成出来るまとまった土地もございまして、非常に使い勝手のいい土地でもあるというふうには思いますけれども、いかんせん傾斜地ばかりというふうな山林原野でありますから、非常に難しいということは承知しております。

そのような中で、このような事業を行う場合も、バイオマスの関係もありますけれども、国の補助事業の計上、また対策費等の実情はどうなっているのか。この辺について、いい補助事業があるのかどうかですね。これにつきましては、1番目につきましてはお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、2点目の農業の活性化の関係でございますが、いずれにしても、これから農業の活性化の中で、Uターン、Iターン希望者の受け入れ、こういったものが今後、積極的に行っていく必要があるというふうなことで、その紹介事例なり、また受付、そういう対応

窓口、その当該者への支援、こういったものを行うには、どういう窓口で、どういう形で進めていくのかどうか。先程、この協議会は山間部はそぐわないというようなことがありましたが、やはりこの協議会の独立支援センターの内容等を見て参りますと、ちょっとその辺、話が私の感覚ではございますが、例えば農業塾等の話につきましても、農業支援をする場合、本町でやっている農業塾とは全く違う、いわゆる経営をする経営者のところに入りまして、ねぎコースとか、いろんなコースに沿ったという、実質経営をする、栽培をする、そういう塾というようなことも聞いております。

そういったことから、案外小ぢんまりした感覚でもって考えちゃったのかなというふうな気がいたしますけれども、大きな視野で、農協、いわゆるJAの栽培支援なり、また販売先の確保なり、資材の供給なりの役割、そして町村につきましても、住宅の情報、あっせん、そして農地の確保なり、農業事務所がまた栽培しろとか、営農改善とか、それぞれ機能を生かしながら有効的に活用すれば、相当強力な機能が発揮出来るんじゃないかというふうに思います。

そういった面で、早目にこれについては大きな網をかけるというような意味合いもございまして、やはり郡内一円にわたって、大きなPRを町外に向けて行っていく必要があるというふうに思いますので、その辺について再考出来ればというふうに思います。

バイオマスにつきましても、そういうコストの関係とか、色々あると思いますので、いずれにしても有効的な対応が可能であれば、お願いしたい。

3番目の財政の関係ですけれども、先程起債の返済方法等のやり方、それから5億円を維持した財政運営というようなことで、これについては慎重に運営したいというようなことでございますが、いずれにしても、相当これは厳しい将来負担比率の関係とか出てきます。まだ30年度ですから、今回の決算には出ませんし、31年、令和元年、令和2年、3年と進むに従って、相当財政運営等については厳しくなって来るのではないかと。

それから、併せて財政の長期計画、これらにつきましても、もう少し詰めて作成する必要があるんじゃないか。先般出されました財政計画等によりますと、何年か後には、財調も3億円台に枯渇してしまうというような見通し計画も作成されております。全体的に、収支も赤字も出てくると。こういう形で当然この積立金を食うわけでございますから、そういうシビアな財政計画を充実した中で、対策を組む必要があるというふうに私は考えますけれども、この件についてお伺いしたいと思います。

そして、防災の関係でありますけれども、本町の災害を想定いたしますと、地震による土

砂災害、大雨による土砂災害等があるわけでございますけれども、先般、16区のうち12区を対象としました土砂災害防止法に係る説明会が、対象町民に対して行われたわけでございます。いわゆる土砂災害警戒区域なり、特別警戒区域の指定を、斜度30度のところを強制的にレッドゾーンにしまして、さあ警戒区域ですよ、何かあった場合はもう逃げなさいと、こういうハザードマップ等からも来る。また説明上からも来る対策の内容でございます。

ということは、やはりある面、災害が起こった場合どうするんだと。いわゆる予算化の中でも、国の対応とか色々あると思いますけれども、こういう本町の特殊な対応とか、地形といますか、これらは非常に危険度を含んだ地形を含むところに家がたくさん建っておるわけでございますが、そういったものも事前に把握しながら、資金がなければ対応出来ませんので、こういったものを十分含みながらお願いをしたいというふうに、今、考えております。そういう取り組みについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今関澄男議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

町有地の利活用でございますが、議員がおっしゃるように、当然監査委員さんからもご指摘が確かあったと思いますけれども、町有地の有効活用、あるいは売却等も視野に入れて、幾らかでも財源になるように目を向けろという指導もございます。常に目を向け、耳を傾けながら、この町有地の活用については進めて参りたい。

また、瑞沢三区だけではなくて、町内一円に各区の共有地等もございます。そういうところも視野に入れながら、いい活用方法があれば、その都度また地元と協議をしながら進めて参りたいというふうに思います。決してこれを活用しないということではなくて、活用するためにいろんな方法、あるいはまたいろんなところに出ながら、話を持っていければなというふうに考えるところでございます。

よく不動産業者は、千に三つ当たればいいほうだというふうに言われております。ということは、やはりいろんな情報を持って来てやらなければ成就しないということだと思います。その様な事も民間の不動産業者の教えのとおりかなというふうに感じておりますので、また、議員におきまして、有力な情報があれば、是非町のほうにいただきまして、一緒になって出来ればなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、バイオマス発電でございますが、先程言ったように、現在のところ、全く採算に合わないということでございますので、この辺はまた技術の開発、あるいは発展によって

取り組みが出来るというようなこと。あるいはまた方法とか、変わった形で出来るということであれば、是非またそういうところを情報をアンテナを高くしながら、情報をとりながら、今後進めて参りたいというふうに考えてございます。

あと、農業の活性化でございますが、先程申し上げましたように、一宮・長生・白子と長柄・長南・睦沢は、農業の中身が全く違います。ということで、なかなかJA長生でも、山の手と海の手を一緒くたにして、全部を一緒にやるということが、実はなかなか難しいということが、担当課長会議の中で出ておったそうです。

そのようなことから、長柄・長南については、今の状況では山間部は全くメリットがないということの中で、議会の同意が得られなかったというふうに伺っております。

ですから、睦沢も、やっぱりそこら辺が通じるところがあるのかなというふうに思います。せっかく参画するのであれば、やはりきちんとそれが農家に戻って来るといふ形でなければいけないというふうに思いますので、そこら辺の見極めも、山の手三町きっちり見ながら対応して参りたいなというふうに思っているところでございます。

それから、財政でございますけれども、当然これから学校建設等も50年以上過ぎている小学校、中学校がございますので、この建設をしなくてはならないということでございますので、従来から言っておりますように、何でもかんでもみんなやるんじゃなくて、ある程度集中して事業を行っていくというような形で対応していきたいなど。

また、先程もちょっとお話ししましたけれども、当然、大きい事業をやると起債を起すわけですから。この起債の返済額が何年には幾らという形できちんと出てきますので、それが先程言ったように、一定額を超えない形で歯どめをかけるということになれば、町の破綻というのは絶対起きませんので、よく国では、割合、何%以上うんぬんと言いますが、国はあくまでも全国を、何千町村を見るので、割合がないと見られませんが、町村の場合は自分の懐ですので、皆さんの家庭でもそうだと思いますが、年間の返済額が幾らだったら、うちは切り盛り出来るよというものがあると思います。町村も当然そういうものがありますので、割合ではなくて、額で返済額が幾らまで可能なんだということを、今、睦沢町ではつかっておりますので、それが超えないような計画を作りながらこれからも運営していくという形の中で、きちんと財政運営をしていきたいと。

当然にして、財政当局につきましては、財政計画につきましては、財調が今後、最悪で3億位になってしまうかもしれないということではありますが、財政担当者については、1番厳しい目で見っておりますので、私はそこまでいかないなというふうに踏んでおりますが、しか

しながら、財政担当者ともきちんと意見交換をしながら、そこら辺を明確にしながら、将来にわたって財政が破綻しないということをきちんとした形で示しながら、今後も進めて参りたいというふうに思っておりますので、また議員も、いろんな資料を見ながら、町に対して、これは町長が言っているのはおかしいんじゃないか、これだとあなたが言ったのと違うぞというご指摘もいただきながら、ともに睦沢町のために頑張って参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○8番（今関澄男君） 1点だけ、農業の活性化の中でお伺いしたいと思っておりますが、就農希望者等がいた場合、どのような指導、また援助、こういったものの責任などもつくんですか。これは、当然振興課でやるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の確認をさせていただきます。それだけです。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおり、新規就農者につきましては、今農業塾も、まちづくり課と産業振興課で行っておりますが、今ご質問の件については、産業振興課のほうで担っております。これにつきましても、今また新しい農業の形がまた新たに出てこようとして、産業振興課のほうで一生懸命やっておりますので、そういう形の中で進めて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで8番、今関澄男議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って質問をさせていただきます。

睦沢町は、災害の少ない比較的安全な町と思われておりますが、時折小さな規模での災害が発生しており、今後も想定内の自然災害に十分な備えは必要であります。本町では、洪水や土砂災害に重きを置いた対策を想定しているようで、ハザードマップでも細かな注意喚起がされており、大多数の住民は自らの周辺状況を認識しているものと思えます。

しかしながら、現在の防災行政無線システムを使った災害情報対策は、課題も幾つか見え

ております。

例えば、災害情報を必要とされるエリアだけに自動的に伝える操作技術を向上させること。これは地域の災害を減らすことにつながります。また、仕事や旅行などで遠くへ出かけて、町内不在の人たちへの適宜細やかな情報を伝達するツールの開発などであります。また、屋内の戸別無線機の不具合が増えているようでありますが、これへの対応はどうされているかお聞きいたします。

現在、情報通信技術の進化は目ざましく、防災の分野にもその力を発揮出来るようになって来ているようであります。町が把握している次世代のシステムについて、どのような形態があるのか伺います。

住民の安全のために、将来を見据えて機能性の高いシステム全体の移行計画を考えてみてはいかがでしょうか。お聞きします。

続いて、ボランティアセンターについてであります。

大規模な災害発生時には、本町でもボランティアの受け入れが想定されます。受け入れまでの流れと受け入れ窓口、それに伴うボランティアセンターの運営体制はどのようになっているかお聞きします。

さて、地域における防災対策を強化するため、災害対策コーディネーターが各区に配置されました。身近なところに避難出来るということは、地域住民にとって安心して歓迎出来るものであります。

そこで、各地域における自主防災組織が運営する避難所開設の実施計画は進んでいるのでしょうか。自主防災組織が抱えていると思われる課題、特にマンパワーの連携と充足、運営面での習熟度を高める取り組みについて、現状を伺いたいと思います。

次に、議選監査委員についてであります。

本町の監査委員は、町民の有識者から1名、議会から議員が1名選任され、2名で監査業務が行われております。一般論ではありますが、議員が監査委員を務めた場合、議員活動が抑制される傾向にあるようです。もちろん、議員によって活動の度合いに違いがありますが、職務や服務規程の性格上、自主規制を働かす場面が出て来るなど、どちらかというデメリットのほうが多いのではないかと思います。他にも不都合なことが見られ、議選監査委員の課題を考慮して、議員のうちから監査委員を選任しないということが出来る選択制の法改正が行われ、平成30年4月1日施行されました。

この施行の後であります。大阪府は議選監査委員制度を廃止しました。また、議選監査

委員の定数を2名から1名に減らす市や区など、議選の監査委員は置けない市町村議会が全国で出始めております。

議選監査委員が抱える課題は全国共通かと思います。本町におきましても、この点を配慮していただき、今後は議会からの監査委員の選任をやめてはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、防災についての1点目、防災行政無線の屋内戸別受信機については、平成元年から貸与という形で配布をさせていただきましたが、30年を経過いたしましたので、不具合も多くなって来ており、申し出により受信機の交換をするようにして参りました。

近年は、年間約40台前後の交換がされていますことから、在庫等を勘案しまして毎年度購入をしておりますが、今後も経年劣化による故障の取り換えは増加するものと思われま

す。この防災無線の整備としては、屋外拡声子局からの放送は、気象状況や地理的条件に影響を受けやすく、聞きにくいという声も多く、屋内の戸別受信機は大切な情報源であります。抜本的な整備の必要性もありますが、財政負担もあることから、現システムを活用した方法について、国の緊急防災・減災事業債などの活用を含め、情報収集と検討を進めているところであります。

現在、特にスマートフォンや携帯電話に町防災無線の情報を配信するシステムについて協議を進めております。こうすることによって、議員がおっしゃるように、他にいても、スマートフォンや携帯に入ってくるという形が出来るのかなというふうに思っているところでございます。

既に登録していただいた町民には、町の情報を発信をしておりますが、防災情報の発信についても、普及が進んでいるスマホなどを活用し、伝達の機会や精度を高めて参りたいと考えております。

また、どこからでも、ワンオペレーションで指定した情報発信元へ配信出来ることは、操作の時間、人員の負担も少なく、緊急時に即応出来るものと思われま

す。まずは、こうした取り組みを進めて参ります。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目のボランティア支援センターの運営についてお答えいたします。

大規模な災害発生後の災害応急対策の一つとして設置する災害ボランティアセンターは、

社会福祉協議会と災害対策本部との協議により設置され、その場所は、町地域防災計画に基づき、原則として、むつざわ福祉交流センターとなります。

この設置に際しての備品などの整備については、順次備えていく予定であります。まず、その運営として、本年2月16日にその設置と運営のシミュレーションと円滑な運営の模擬訓練を実施したところであります。参加団体は、災害対策コーディネーター連絡会、日本赤十字防災ボランティア睦沢町地区協議会、日赤奉仕団、町ボランティア連絡協議会を始め、上市場区や睦沢中学校生徒も含め、約100名が参加をいたしました。訓練実施後の各班からのミーティングの中で、受け付けの円滑化や業務伝達の説明などでの反省点も出されたところでございます。

このような内容を踏まえまして、本年度も来る9月21日に災害ボランティアセンター運営訓練を実施する予定となっております。

今後も、社会福祉協議会と町防災担当並びに各種団体との協力の中で、災害ボランティアセンターの体制整備に努めて参りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、3点目の地域自主防災組織の習熟度を高める取り組みについてお答えいたします。

町では16区全ての区において、地域自主防災組織として活動していただくための各組織の備品などの整備、避難訓練等の実施などを行っていただき、その強化に努めて参ったところでございます。こうして、全自治体に全て自主防災組織があるというのは、なかなか珍しいという評価をいただいているところでございます。なお、睦沢町は、町全体として取り組むというのが従来からの方針でございますので、そのように努めているところでございます。

また、各地区には災害対策コーディネーターの配置もなされ、まずは地域が主体で活動出来る体制づくりを進めているところであります。

地域にはそれぞれの特色があり、地域での避難所開設も、それぞれのやり方を地域の話合いの中で決めていただくこととなりますが、必要な情報は積極的にお示しさせていただきたいと思っております。

なお、本年度の町防災訓練につきましては、今後、各区長の皆さんと協議をさせていただきますが、地域自主防災組織のさらなる防災力向上に向けて、装備品の再点検や使用方法の確認、地域での避難行動などをお願いいたしまして、町職員も地域の状況を把握し、連携を図るため、各地区に参加させていただきたいと考えております。

本町のように、町の全区が地域防災組織として活動することは、先程も申し上げましたけれども、県下でも少なく、特色ある防災活動の成果によって、一昨年に妙楽寺地区が千葉県

から表彰を受けております。こうした機運を受けて、各地区も地域の特色を生かした防災活動のあり方を、災害対策コーディネーターを中心に話し合いがなされ、災害の際の申し合わせ等も検討したという報告もありました。

今後も、各地区の意向も踏まえまして、自主防災組織の強化に努めて参りますので、ご理解を賜りたいと思います。災害につきましては、最終的には命を守る対策、これが1番大事になりますので、ここら辺を進めて参りたいというふうに考えているところでございます。

次に、2の議選監査委員についてお答えをいたします。

監査委員は、地方自治法第195条第1項並びに196条の規定によりまして、1名は行政運営並びに財務管理などの専門性に関する見識を有する方、もう1名は議員のうちから選任された方の2名をお願いしておりますが、議員おっしゃるとおりの改正がなされまして、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことが出来るとなりました。

この条例の提出権は長並びに議員及び委員会の双方にあります。現在の町の考えをお答えいたします。

議選監査委員におかれましては、予算、決算、行政事業に一定の理解、見識の中での役割を十分発揮いただき、監査の遂行に貢献をいただいております。

しかしながら、その中立性の難しさや議員活動との両立、執行機関の中の議員という立場等もありまして、選任の義務付けが緩和され、選任するかしないかについては自治体の判断によるものとなりました。

私といたしましては、千葉県を始め、多くの市町村も議選監査委員を引き続きお願いしていることもあり、当面は継続して参りたいというふうに考えております。

しかし、制度改正の意義を尊重し、監査委員と議会の監査機能の役割分担を制度としてどのように運用すべきかについては、今後も検討して参りたいと存じます。

なお、議員ご質問の中でも、議選監査委員を受けない議会の存在もあるということから、議員各位におかれましても、監査制度と議会の関係性についてご考慮をいただければというふうに思います。先程も触れましたけれども、その条例については、町の発議でもいいし、議会でも委員会でもということでもありますので、議会の中でも十分ご審議をいただければというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 防災ですね。細かい情報伝達ということで、スマホなどを活用という

のは、是非進めていただきたいと思います。

なお、ボランティアセンターを立ち上げるときというのは、多分、町の各地域の日常を知った上で開設するかどうかかなんでしょうけれども、開設するとなると、相当な被害があるということになるかと思うんですが、そうした場合、例えば、社会福祉協議会が受けて、窓口になって、そのもとで赤十字社とか、中学生とか、そういった方々が動くんですけども、スタッフの顔ぶれというのを見ますと、やはり中高年が多くてですね。実際、稼働して続くのかどうか。すなわちスタッフの疲弊ですね。そういったものも心配されると思うんですね。開設するというのは相当な被害でありますので、これも本来開設しなくても済む程度の被害であれば、隣近所の方々が応援するという形で済むわけなんですけれども、その辺の対応の際、現場にスタッフの方だけで任せていいのか。つまり町のもっと広い範囲で、町職員を含めて、このボランティアセンターの運営体制というのを出来ないのかどうか。その辺のところをちょっと危惧するところであります。

それから、地域における自主防災組織なんですが、地域で避難所を開設されますと、やはり皆さんお年寄り中心に、子供なども来ますけれども、そこに、そのスタッフの中に女性がいますと随分安心するといえますか、そういうところもあるんじゃないかと思います。こういった制度が出来る前の川島なんかは水害があつて、区民センターに避難したりしたこともありました。そのときも、今ほどきちんとした整備はされていませんでしたけれども、役員の皆さん方が協力して、みんなでやってたということもありました。したがって、やはり女性がいるというのは、協力者になるんでしょうけれども、この辺もちょっと自主防災組織の中にうまい具合に取り込んでいただければどうかなという気がします。

それから、その場合、そういう女性協力者をどのような立場というんですか、役割、あるいは言い方をするのも含めて、ちょっとその辺ははっきりしたいと思います。

それから、監査委員の件ですね。これは、本来は監査制度の充実・強化ということで法改正されたようでありまして、やはり監査委員の高度化、技術的な高度面それから中立性ですね。そういったことを求めて、こういったのが議選監査委員はどうかということが全国的に課題になっていたようでありますね。したがって、外部に委託しているところもあるようですけども、その位専門性が高いわけだと思います。

現在、監査委員さんが色々、毎月のように仕事していただいておりますけれども、外部に発注することも含めれば、一つには現在の監査委員さんの報酬ですね。ちょっと安過ぎるんじゃないかなということがあるんですね。仕事の内容から言いますと、将来的にはやっぱり

見直しが必要じゃないかなという気がします。

それと、せっかく監査委員さんが決算のこととか、あるいは健全化判断の比率についてコメントされていますので、こういったコメントが、例えば広報紙に、要旨でも載れば、町長が一生懸命心配ない、心配ないといっても、むしろ監査委員さんが大丈夫だよという一言のコメントのほうが、町民は安心出来るんじゃないかと思えますので、もし、次回から間に合うようであれば、決算なり、こういった健全化判断比率についてのコメントを監査委員さんの意見として入れるというのも、掲載するというのもどうかなと思えますので、検討していただければと思います。

いずれにしましても、今後学校施設では、インフラ整備とかお金がかかってきますので、財政ということに関する関心が高まって来ると思えますので、その辺のところも、是非とも検討していただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の再度の質問にお答えをいたします。

まず、防災についてでございますけれども、災害ボランティアの関係ですね。これは町の災害対策本部と社会福祉協議会の協議の中ですので、社会福祉協議会が主体となってボランティアセンターを運営するというところでございまして、社会福祉協議会の職員がボランティアに出るということではないということは、議員ご承知のとおりだと思います。町外からボランティアとしていっぱい来るから、そういう人たちをどういう仕事の割り当てをする。指揮命令系統という形になると思いますが、それをやっていただくということで、今、議員がおっしゃっていただきましたように、女性の活躍が非常に有効だということでございまして、議員ご承知のとおり、社会福祉協議会は介護支援員等を中心とした女性のスタッフがいっぱいいます。逆に、介護をやっているということは地域にかなり精通をしております。ということで、非常に強力なスタッフになるんじゃないかというふうに思っております。

その方たちが直接ボランティアをするようになっちゃうと全体を動かさませんので、あくまでも社会福祉協議会については、来てくれたボランティアの方を、どうやって回すかということに尽きると思えますので、そういう形で、当然職員のほうも一緒になって対策をしていただくということで、議員がおっしゃるような女性の活躍が非常に有効になって来るのかなというふうに思ったところでございます。

それから、議選の監査委員なんですが、先程申し上げましたように、私のほうからは、ただ当面このままで、私のほうとしてはいいのかな。しかしながら、決して法律の趣旨を曲げ

るものではありませんので、議会としてそれがいいということであれば、私としては、それを拒むものでは全くないということですので、是非議会でも検討していただければなというふうに思ったところでございます。

また、監査委員さんからの報告内容を広報紙に載せたらと。そうすることによって、町民が、これからの借金の返済どうなるかというふうな形がわかるんじゃないかということがございます。これについても、監査委員さんと協議を進めながら、それについてご理解いただけるようでしたら、そのような形にしていければなというふうに考えます。

私からは以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 女性の活躍の件は、自主防災組織のほうの地域のほうのことで伺ったわけなのでございまして、社協のほうの方ではありませんので、その辺は私も理解しております。

私は、毎日毎日、ボランティアセンターを受け入れて、どこそこのどこの地域に何件、どこに行くと、行って欲しいと、どういう需要があると、どういうものが必要だということに情報というのは、やっぱりセンターの方々が現場に行って、毎日毎日確認しながら進めていくわけですね。そのスタッフというのはやっぱり大変だと思いますね。そういったことも含めたことを伺ったわけなんです。そういった面で、職員などの応援も必要じゃないかなということでもございました。

もう一つ、これは別な議案のほうにふれたいと思うんですけども、監査委員さんの報酬は少ないと私は思うんです。ほかの方々の、この報酬を見ましても、やっている内容からして、ちょっとこれどうなのかなというような、私は気がします。実際、外部に委託すると、安くたって数百万です。普通の大きな自治体だと1,000万円以上ということですから、そういうことを考えれば、現在の報酬を再検討してみてもいいのではないかと。

以上、2点でございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の再度のご質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。私のほうで勘違いをして、ボランティアセンターのほうの女性活躍だということ勘違いをしましてお答えしましたが、自主防災組織に女性をというお話だったようで、大変失礼しました。

これにつきましては、今、災害コーディネーターを各区の区長さんをお願いして、災害コ

ーディネーターを各区で養成をしてもらっております。是非、この中に議員おっしゃられるように、女性も参画をしていただいて、そういう知識をつけていただいて、自主防災組織が有用に活用出来るようにしていきたいと思いますので、またよろしくご支援をお願いしたいと思います。

それから、監査委員でございますが、議員おっしゃるとおり、今専門家を雇うとなると、弁護士だとか、司法書士だとか、そういう専門性になって来ると単価等も大分違って来るといふことで、実際に高くなって来ているということは承知をしております。

今現在の睦沢の状況からいくと、私は議選とほかから1名ということで十分機能しているというふうに、私は判断しております。ということで、先程申し上げましたように、議選をということであれば、私はそれでしたいと思います。

また報酬については、また内部でよく検討しながら、対応を考えて参りたいと思います。

どうもご指導ありがとうございました。

○議長（市原重光君） これで、1番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩といたします。

（午前11時57分）

---

○議長（市原重光君） それでは、全員おそろいのようにありますから、休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

（午後 1時00分）

---

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） それでは、5番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、福祉について。

比較的最近、ひとりで亡くなった方が2人おられました。そのうちの1人について、近所の方から涙ながらに孤独死を起こさないでくれと訴えられました。その方は、ご家族と暮らしているとはいえご高齢であり、何か胸に迫るものがあったのでしょうか。

行政が何でも責を負うことは出来ませんが、孤独死は本人だけの問題ではなく、発見した方もご遺族も、ご近所の方、自治体、関係者に何らかの影を落とします。町では、むつざわ

高齢者見守りネットワーク事業実施要綱を定め、むつざわ見守り事業を行っており、他にも様々な事業を行っていますが、このように防ぎ切れない事件も起こっています。

全国的にも少子高齢化が進み、また、様々なライフスタイルの変化により、独居世帯が増えています。総務省のデータでは、2040年には単独世帯の割合が約40%に達すると予測され、特に65歳以上の増加が顕著とされています。これは、社会的孤立のリスクとなり、我が国では、調査で、他者との会話がほとんどないと答えた人の割合は7%で、諸外国の単独世帯と比較すると、2倍から4倍と高い水準を示しています。

また、孤独死に続いて、日本少額短期保険協会孤独死対策委員会の最新のレポートでは、男女比は8対2で、圧倒的に男性のほうが多い結果となっており、これは女性のほうが他者とのつながりを持ち、比較的積極的に社交するためだと思われます。

孤独死防止のためには、孤立化を防ぐということが重要かと思いますが、このことは個人的な事情に踏み込まざるを得ない場合もあり、大変難しいと思います。ですが、先のデータのように、孤立化するおそれのある層の増加は確実と思われます。

そういった中で、圧倒的に孤独死が多い男性へのアプローチをどうしていくのかとの課題がありますが、現在の見守り事業だけでは、何か起こった後の対応というものがえてして多くなりがちになり、孤立化への防止、孤独死の防止としてはいささか弱いのではないかと思います。町としてどういった考えをお持ちなのか、伺いたいと思います。

むつざわ見守り事業では、地域の全ての人たちによる緩い見守り、支え合いをするものですが、その中で事業者の皆様に協力を仰ぎ、重要な役割を地区民生委員や児童委員が担うと思われますが、この事業にかかわる民生委員も全国的には不足し、全国での欠員は3.7%になってしまっています。欠員増の理由は、2016年のデータで、民生委員の85%が65歳以上という担い手の高齢化と、社会的な高齢化による活動の負担増が原因とされています。確かに民生委員さんを見ましても、ご苦労されているように見受けられます。

睦沢でも民生委員の高齢化と担い手不足は深刻な問題になっていくと思います。今後、新たな担い手の育成や委員の負担軽減の仕組みが求められていると思いますが、町ではどのような対応をとっていくのか、お考えをお聞かせください。

二つ目、怪文書について。

町長に関する怪文書が出回っているようですが、なぜ私が怪文書としているのかと言いますと、匿名の手紙だったからです。幾らこうして欲しい、こんな問題があると訴えられても、それが匿名であればその信頼性に欠け、公的な場でその内容を公にすることは出来ないと思

は考えます。ですが、その内容は、町をどうにかして欲しい、町長の姿勢を正して欲しいとの切々としたものでした。そのことは、議員として応えなければならないと私は思いました。

ですから、ここで問いたいと思います。怪文書の内容の真偽はともかく、こういった町長のあり方に関する訴えが各議員にされたことに関して、町長はこの町民の声をどう捉えているのでしょうか、お聞かせくださればと思います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の質問にお答えをいたします。

最初に、1、福祉についてでございますが、町の高齢化率はこの7月末で39.69%と、町民の10人に4人が65歳以上という状況となっております。このような中で、独居の高齢者や高齢者のみで構成される世帯も増加しております。

町では、睦沢町高齢者見守りネットワーク事業や高齢者訪問などで、支援の必要な方を早期に発見出来るよう努めております。中でも、民生児童委員の皆さんには、日ごろから独居の高齢者宅を訪問されて、支援が必要な場合には町に連絡をいただき、そこから福祉サービスの利用につながる事例も多く見られます。

現在の民生児童委員の任期は本年11月末で任期満了となりますが、12月からの新しい民生児童委員についても、本町では定数を確保出来る見込みとなりました。町では訪問などを通して、緊急通報装置や救急医療情報キットの設置及び配食サービスの利用などに努め、見守りの強化を図っておりますが、それだけではなく、町で行っている様々な事業等への参加をお勧めすることや、地域の行事などにも積極的に参加していただき、社会的な孤立を防ぐことが大切であると考えております。

現在、集いの場所として福祉交流センターのロビーにお茶等を設置して、誰でも気軽に立ち寄れるよう整備しております。通いの場、人との交流の場として機能するよう期待しております。

進む高齢化や増加する独居の高齢者世帯などを考えますと、地域全体での見守りといったことも必要となって来るものと思います。今後も、見守り事業や訪問活動等により安心した生活が送れるよう、地域とともに支援して参りますので、今後ともご協力をお願いいたします。

次に、2番目の怪文書についてお答えいたします。

怪文書が出回っていることは、ひとえに私自身に隙があり、また、職務執行において疑義

を呈されている町民の声があることに関して、非常に反省をしております。今後、このようなことがないように襟を正し、一層、職務執行にまい進して参りたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。いつもと違ってあっさり風味で。

孤独死の関係ですけれども、特に新しいことは特にしていく感じではないようなご答弁のような気がするんですが、とにかく男性をどうしていくか、それに尽きると思うんですね。

町長の答弁でいきますと、健幸長寿のまちづくりを掲げている睦沢らしくないのではないかなと私は思うんです。

全国の防止対策事業を見ましても、どこも見守りがメインではあるんですけれども、一歩進んで孤立化しやすい境遇の方がいて、社会とのかかわりもし、出ていきたいという取り組み、それをもうちょっと積極的に考えてはいかがかなと思います。

新しい道の駅も出来たことですし、古代ローマから公衆浴場は社交の場であり、情報交換の場であったわけですけれども、そういったところを利用して、いつぞやか福祉関係で利用したいとの声も聞かれましたけれども、そういった、ご老人が気軽に入れて、みんなとおしゃべりして、ゆっくりくつろいでという、そういったことも町が主導してやっていったらどうかと私は思うんですけれども、そういった施策のお考えはありますでしょうか。

町としては、若い人に大分来て欲しいと。それはそうなんですけれども、やっぱり安心して老後を暮らす、穏やかにのんびり生きていける睦沢であるというところは、若い人も安心感を持って来やすくなるんじゃないかなと私は思うので、そこら辺はちょっとどういうお考えなのかをお聞きしたいのと、あと、民生委員ですけれども、定数確保は出来ると言いますが、でもいろんな方の話を聞いていると、やっぱり民生委員の仕事は相当大変だと。激務だということで割に合わない。

負担軽減を考えるのも必要だと思うんです。それか、もしくは報酬をもっと割に合うと思うラインまで上げるとか、そうしていかないと、今のうちはまだそれは確保出来るかもしれませんが。睦沢町の方は基本的に親切な方が多いですし、頼まれたら嫌と言えないんだろうと思うんです。でもやっぱりそうしていかないと、やっていていいかなと思えるラインにしていけないと、どんどん人は減っていくんじゃないかと思うんです。

町は最近ボランティア、先程のどなたかの答弁でもボランティアと声を出していますが、でもそのボランティアの方たちもいつも似たような、どこかで見たような顔ぶれで、そうい

った方たちがだんだん疲弊していくんじゃないかなと。だからもっと範囲を広く、参加してくれる人を広げていけるような仕組みを考えたらどうでしょうかということで、ご答弁をお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の再度の質問にお答えをいたします。

特に高齢者、男性の方が多ということで、今、町は農業地帯ということで集落営農を進めております。是非、そういうところにも顔を出していただいて、高齢者でも出来る仕事というものも進めていってほしいなと。

また、今、議員から提案のございました、公衆浴場にご高齢の方が非常に好んで行かれると。これはお隣といいますか、長柄町でも温泉があって、そこに高齢者の福祉という面で非常に有益だというお話も伺っております。

そのようなことで、今回ソフトオープンに至りまして、500円の優待券というようなこともしましたけれども、特に高齢者に関して見守りというようなことも考えて、そういう事業も今後前向きに検討していければなというふうに思うところでございます。

また、ボランティアについても、今まではボランティアというと全く無償ということでございましたけれども、やはりこれからは有償ボランティアという形が主になって来るのかなというふうに感じております。そういうことも頭の中に入れながら、ボランティアの支援を行っていく。あるいはまた、民生委員さんにおかれましても、実際、今現在の委員さんの中にも高齢者の数が大分増えて来て、1人では非常に厳しいというような声も聞かれておりました。そういうことも含めて、議員ご提案のことについても十分検討しながら、今後進んで参りたいと思います。

ということで、ご提言色々ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 具体的にどうするというご答弁ではないんですけども、前向きに捉えていいと考えてよろしいんでしょうかね。それなら大いに期待するところではございますけれども。

日本では年間約3万人が孤独死しているんですけども、平均年齢は61歳なんですけれども、高齢者に満たない年齢での孤独死の割合はもう半数を超えているんです。20代、50代は4割弱。ひとり暮らしの若い方はこの町にはそれほどいらっしやらないと思いますけれども、実際このような数字を見れば無視は出来ないと思うんですけどもね。

先程、大分、町長は前向きに住民のために考えてくださるようなことをおっしゃっていたんですけれども、住民幸福度の向上、それがうちの町に今、1番足りないものだと思うんです。道の駅も素晴らしく素敵な建物で、いいものが出来たとは思いますが、野良着や普段着で行かれない、何か地元の声というのもありまして、そうしたことから、早急にご老人とかが気軽に立ち寄れるような、だから私は公衆浴場をご老人は100円とか200円にしてはどうかと思うんですけれども、そういった対策もしていったらどうか。やっぱり、よそからの方を集めるのもいいんですけれども、まずは地元の皆様に愛される、そういったまちづくりをしていったほうがよろしいんじゃないかと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 最後の質問にお答えをしたいと思ひます。

それこそ新しく出来た重点道の駅につきましては、睦沢町にしてはこじられた建物だねというような評価もいただいているところがございます。そういった中で、直売所もそこだけではなくて、個人でやられている直売所等も色々ございます。そういったことで、非常にバラエティーに富んでいて、睦沢町に行くと直売所のいいところがいっぱいあるよという評価もいただいております。

そういったことで、先程も申し上げましたけれども、老人の方が公衆浴場を楽しめるということは非常に有意義だなというふうに考えておりますので、そこら辺についても前向きに考えて参りたいというふうに思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第4、承認第1号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ありがとうございます。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正額は15万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億4,367万8,000円といたしました。

本件につきましては、リバーサイドタウン13号棟の入居者が退去することとなり、賃貸住宅賃貸借契約書に、敷金について本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を無利子で返還しなければならないとあること。また、本物件の明け渡し日は、令和元年6月28日であったことから、早急な対応が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条3号の規定により、議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この敷金の関係で言いますと、これまで最初入居されて、それで退去されて新しく入ると。つまり交換するという形は、総数で幾つかあったと思うんですけども、幾つになりますか。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 3件目でございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、承認第2号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第2号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

補正額は43万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億4,411万円といたしました。

本件につきましては、令和元年10月1日施行の幼児教育・保育の無償化に当たり、5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、これに伴い6月上旬に関係法令の整備及び今後の事務取扱などの詳細が示されたところでございます。

このことによりまして、本町におきましても睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例など、関係法令の早急な整備が必要となります。

つきましては、短期間に制度の理解と併せて法令の改正が必要となることから、専門業者に例規整備に係る情報提供及び支援を委託すべく計上いたしました。

なお、本件は子ども・子育て支援事業費補助金の対象になりますので、財源は県補助金として計上いたしました。

以上のことから、早急な対応が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないことが明ら

かであると認めたため、令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、議会に報告し、ご承認を求めますのでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 内容なんですけれども、例規整備ということで、ちょっとこれ私の勘違いだったらごめんなさい。例えば、例規集で整備をするということになれば、これは大体毎年、年1回でまとまってやっているわけで、それとは違うのか。整備支援業務というのは具体的にどういうことで、これは委託しなきゃいけない位の大変な事業なのでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井健康保険課長。

○健康保険課長（白井住三子君） 本業務につきましては、通常例規整備を専門業者に委託しているものとはまた別に、今回の幼児教育・保育の無償化に関するものについての制度の内容の公的な理解に関する情報、そして、その上で例規整備をしていくに当たったサンプル的なものを示していただいたりとか、それで睦沢町、それぞれの町村が例規の成り立ちが違いますので、そういう中でサンプルを示していただいた中で、本町としてはこういう形がいいんじゃないかという、そういうような情報提供でございます。現在もまだやっている最中でありまして、そういう中で電子データをもらったりして、例規整備を行っています。

これが町部局のほうで、これは条例が2本、そして規則等が5本ございます。そして、教育委員会部局では条例が1本、規則等が4本、これを10月の無償化の開始に合わせて整備をしていくのは、通常の業務の中でこれを職員の中でやっていくのは非常に厳しいということで、管内でもほとんどの町村がこういった形で専門業者のほうに協力をもらいながら、委託をしながら実施しているところでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 通常的な考えで言いますと、これは国の制度として変えたわけですから、国がこういうパターンだとか普通示すと思うんですよ、通常考え方で言えば。

そうではなくて、わざわざ民間にお願いをしなきゃいけないというのはちょっとよくわからないんですが、大体この改正ですから、こういうパターンがありますとかという見本は国のほうで示したり県が示したりして、それに基づいてやれるようになるというふうにする

んですけれども、特別なもの、この場合については困難性があるのでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 実は、今回については、幼児教育の無償化ということで、従来ある条例との兼ね合いがかなりあります。こういうことで、先程担当課長が申しあげましたように、その町々によって基本的な条例だけじゃなくて、他のものと突き合わせなくちゃいけないということも非常にあります。

それとはまた別に、これは新聞紙上には載らなかったんですが、内閣法制局でこの無償化の関係の省令も出しているんですが、それに基づいて条例改正を行うんですが、この省令も実は40箇所ほど間違いがあったということで、そこら辺も委託した業者からは指摘をいただいて、どうもこれがおかしい、こうじゃないかということから、これが8月30日付の官報で訂正文が出ていました。その位、国も非常に慌てて作っているというような状況で、非常にそういう難しい点がありました。

こういうことから、先程も申しあげましたように、これもこの無償化の経費として見られるということで出ておりますので、利用させていただきたい、こういうことでございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号～議案第13号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第6、議案第1号 睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の制定についてから、日程第18、議案第13号 令和元年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの13議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年5月17日付で公布され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、地方公務員法第3条第3項第2号による臨時または非常勤の委員、または委員会の委員、同じく第3号による臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員の者の職に関する事。同法、第17条第1項による職員の任命に関する事。同法第22条第5項による臨時的任用を行うことに関する各規程が改正され、改正後の地方公務員法第22条の2に会計年度任用職員制度の規定及び同第22条の3に臨時的任用に関する規則が規定されます。

この改正により、現行の地方公務員法第17条第1項による一般職の非常勤職員及び同法第22条第5項による臨時的任用職員の任用要件が厳格化され、それぞれに任用及び服務に関する規程も新規に設置し、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を大きく見直しをするものです。

このたびの議案の上程については、今申し上げました規定の中で、令和2年度4月1日採用の新たな会計年度任用職員、現行の規定で言えば、一般職の非常勤職員を募集するためには、改正後の地方公務員法により募集を行う必要があることから、第17条第1項及び同法第22条第5項に係る新規条例の制定をさせていただきました。

また、地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号の、臨時または非常勤委員及び委員会の委員、参与、調査員他の職に係る改正については、今後の議会定例会に上程をさせていただきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正については、先程、議案第1号でご説明させていただきました、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、それに関連する現行条例の一部改正となります。主に、現行条例中の会計年度任用職員に関連する箇所についてを改めるものです。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例については、地方公務員法第3条第3項の一部改正により、新たに任用要件が厳格化されたことに伴い、町税等徴収補助員及び区長につきましては、新たな法での任用要件の職に該当がないことから、本条例第2条の別表第1から「町税等徴収補助員及び区長」を外すものでございます。

なお、町税等徴収補助員及び区長につきましては、今後も継続してお願いする考えでありますので、任用形態なども含め十分検討し、睦沢町町税等徴収補助員設置規則及び要綱並びに睦沢町区長設置規則につきましては、今後、一部改正を実施する見込みとなっております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第3号 睦沢町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今般、住民基本台帳法施行令などの一部を改正する政令（平成31年法律第152号）が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることとなりましたので、睦沢町印鑑条例の一部を改正するものです。

この改正は、氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求められることが出来るとされたことにより、登録印鑑、登録事項及び印鑑登録証明書などの旧氏記載の取り扱いについて定めるものです。

なお、施行日は11月5日となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国会議員の選挙などの執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い改正をするものです。

内容としましては、物価の変動、選挙などの執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図ることを目的に、選挙長等の報酬の基準単価が見直しされたため、同法の単価を準用して

いる本町の選挙長等の単価を引き上げるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第5号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

睦沢町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき組織されているもので、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を定める際、あるいは、子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しの際などに意見を述べる付属機関でございます。

本会議は、9人以内の委員で組織するとされ、町民3人以内、学識経験のある者1人、関係団体の推薦を受けた者3人、事業者の推薦を受けた者2人、その他町長が必要と認める者とあり、それぞれの構成員数を定めております。

子育て支援は町の重要施策であり、今年度次期子ども・子育て支援事業計画を推し進める上でも、構成員数については、固定数にとらわれることなく、子育て当事者の参画や専門性などのバランスに配慮した上で幅広く委員の選定を行いたいと考え、構成員定数の削除を提案させていただくものです。

また、本年度より子育て支援窓口を健康保険課に設置したことに伴い、会議の庶務担当課を福祉課から健康保険課に改めようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第6号、議案第7号、議案第8号についてご説明いたします。

議案第6号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第8号 睦沢町立幼保連携型認定子ども園条例の制定については、関連したものでございますので一括で提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が本年5月に公布され、幼児教育・保育の無償化が本年10月から施行となることに伴い、3歳から5歳までの全ての子供たち及び住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供たちの保育料が無償となります。

新たに子育てのための施設等利用給付制度により、子供の保護者が居住する市町村から支給される施設等利用費を、子供の利用する施設・事業の利用料の支払いに充て無償化を実現するもので、私立幼稚園や認可外保育所等の利用に加え、一時預かり事業、病児保育事業、

子育て援助活動支援事業等も対象としており、全ての子供が健やかに成長するように支援する内容でございます。

また、保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については無償化の対象外となりますが、食事の提供に要する費用の徴収に関して、年収360万円未満に相当する世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費について、免除対象が拡充されました。

幼児教育・保育の無償化に伴い大幅な関係法令の改正が生じており、先の議会全員協議会においてもご説明させていただきましたが、議案第6号の睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、市町村長が施設型給付費として支給する対象施設、本町においては睦沢こども園になります。及び地域型保育給付費を支給する事業者、本町には現在のところございません。の運営に関する基準を定めている条例ですが、この主な改正の内容は、基準内容を実質的に変更するものでなく、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正するなど、用語や略称の整理の他、先程申しました食事の提供に要する費用の取り扱いを変更するものです。

次に、議案第7号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、議案第6号の特定地域型保育事業に関連し、具体的には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をさすもので、市町村長が許可をする基準条例であり、確認基準となる睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正に伴い一部改正を行うものです。

なお、本条例については特定教育・保育施設との連携についても一部改正を行っておりますが、先程と同様に、町内に本条例の基準を適用する施設は現在のところございません。

そして、議案第8号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定については、法改正に伴う睦沢こども園の設置・運営等を規定したものでございますが、本町においては、今回の改正内容にとどまらず、保護者の負担に考慮した利用時間の設定や給食費の主食費について、町内の安全な食材を町負担で賄うなど保護者の経済的負担の軽減にも配慮し、規則を含め関係法令の整備を行うものです。

子育て支援につきましては、町の重要施策でございますので、今後とも保護者のニーズを十分に考慮しながら取り組んで参る所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、議案第8号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の詳細については、教育長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第9号 睦沢町総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

平成27年12月の議会において、睦沢町道の駅設置及び管理に関する条例にご承認をいただき、制定を行い、建設を含め鋭意努力をして来たところですが、この9月に正式に新道の駅が稼働を始めましたことから、旧道の駅、睦沢町総合交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止をするため、本条例を制定するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第10号 財産の無償譲渡について、提案理由を申し上げます。

旧道の駅「つどいの郷むつざわ」については、平成13年度に睦沢町総合交流拠点施設として整備され、指定管理者として有限会社つどいの郷むつざわに運営を行っていただきました。関係者各位には長期間にわたりご尽力いただき誠にありがとうございました。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

今回、新たに「むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷」が9月1日に供用開始になり、今までの道の駅「つどいの郷むつざわ」の運営が終了いたしました。

本議案は、当該施設を日本郵便株式会社に、令和元年10月1日付で無償譲渡するものでございます。

財産は、睦沢町上之郷字坪六前2005番地他に設置されている物件で、建物として店舗、便所、食堂、倉庫と建物以外の附属物及び工作物、そして側溝などの外構及び舗装となります。これらの財産は、日本郵便株式会社に無償譲渡することで、物流や金融、さらには町民福祉の向上や地域活性化に取り組む施設として利活用されます。

については、財産の無償譲渡について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

なお、詳細については担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第11号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、役場庁舎及び農村環境改善センター空調設備等省エネルギー化工事の契約の締結に関するものです。

工事の概要については、空調設備と照明設備が正常に稼働しないことが頻回であり、業務や施設利用者へ支障を来しているため設備改修を行うものです。

当該工事の予定価格は1億530万円で、契約の方法は一般競争入札により実施しました。

7月25日付にて、一般競争入札の資格要件等を公告したところ、3社の入札参加申請があり、資格要件を満たしていたことから、入札に付したものであります。

入札参加業者につきましては、議案審議資料に記載のとおりでございます。

入札結果は、予定価格の制限範囲内で、株式会社エコ・プランが落札いたしました。

契約金額は1億508万4,000円で、8月30日に仮契約を締結したところでございます。

工事の履行期限は令和元年12月27日でございます。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第12号 令和元年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

補正額は、3,230万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億7,641万2,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

全体的な補正といたしまして、人件費につきましては本年度の人事異動等に伴うものです。人件費以外の補正につきましてご説明いたします。

2款1項10目諸費は、一ツ川橋から富貴楽橋間の自転車道路で、不審者情報や、草木が生い茂ったりと、日中でも人目につきにくく、冬場の夕方は早い時間帯から暗くなってしまうことから、該当箇所は子供たちの通学路でもあり、その他利用者も多いため、上市場区と協議をし、防犯灯の整備をするものです。

2款2項1目税務総務費は、当初予算で計上していなかった臨時的任用職員に係る賃金等を計上いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費の町社会福祉協議会補助金は、職員が11月から特別休暇に入ることから、嘱託職員1名を採用するため補助金を増額するものです。

3款1項2目老人福祉費は、10月から施行される介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修、消費税増税に伴う低所得者への介護保険料軽減強化のため増額するものです。

3款1項5目介護予防支援事業は、介護予防ケアマネジメント費の支払い方法が変更となったことによるものです。

3款2項1目児童福祉総務費は、10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、

私立幼稚園や認可外保育施設等を利用する子供の保護者に対して、利用料等の補助を行う費用を計上いたしました。

この他、制度の周知を行うために、子育てガイドブックの改定やリーフレットの作成及び窓口用備品に係る経費を計上いたしました。

4款1項3目環境衛生費は、不法投棄禁止看板の在庫が不足して来たため補正するものです。

5款1項2目農業総務費につきましては、うぐいす里区にコミュニティセンターを無償譲渡する際に交わした、町有財産無償譲渡契約書にある瑕疵担保責任に係る雨漏りの修繕を行うものです。

5款1項3目農業振興費は、経営所得安定対策直接支払推進事業交付金が、当初の計画よりも手厚く配分されたため、増額補正するものです。

6款2項1目観光費は、観光地魅力アップ事業補助金や観光地トイレスピードアップ事業補助金を活用し、地域の活性化、町の活性化のため上市場今堰の駐車場、上市場観光案内所、公衆トイレ2箇所、これは上市場と佐貫です。の整備に係る経費を計上いたしました。なお、上市場今堰の駐車場については、当初、町が発注することで工事請負費を計上しておりましたが、上市場区との協議の結果、地元発注にて工事を行うこととなり、町は補助金を計上しましたので、それに伴う予算の組み替えをするものです。

7款2項2目道路新設改良費は、下之郷野中線に係る社会資本整備総合交付金が重点的に配分されたことから、次年度以降の事業を一部前倒しで実施するため増額計上いたしました。

7款2項3目橋梁維持費につきましては、当初は設計の委託を予定していましたが、設計を職員が実施することとしたため、その分を工事費に予算化することで、当初の1橋から2橋の維持工事を実施することとしたものです。

7款5項1目住宅管理費は、先程、リバーサイドタウンの退去に係る敷金返還の専決をご承認いただきましたが、今後も入居者が退去することが考えられるため、敷金の返還1件分を計上いたしました。

9款2項1目及び9款3項1目学校管理費につきましては、小学校5年生と中学校2年生について、個々の学力評価を分析するための調査を計上いたしました。また、職員室の電話機が経年劣化や機数が少ないことなどから、学校運営に支障を来しているため、更新をするものです。

9款3項2目教育振興費は、睦沢中学校が特色ある道德教育推進校に指定されたため、県

教育委員会の委託を受け、県事業の趣旨に即した実践研究を行うための経費を計上いたしました。

9款4項1目こども園管理費は、当初計画の人員配置が出来なかったことから、養護教諭の賃金を計上いたしました。また、各地で園児の痛ましい事故が相次いで発生したことを受け、園児の安全確保や保護者の交通安全への意識づけのため、駐車場に歩行者用安全帯塗装などを行うものです。その他、幼児教育・保育の無償化に係る必要備品の購入等を計上いたしました。

歳入につきまして、10款の子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴う国の特例交付金を計上いたしました。

14款は、幼児教育・保育の無償化に伴う減額です。

国県支出金は各歳出の特定財源であり、諸収入は上市場今堰の駐車場地元負担金の減、介護予防ケアマネジメントの新システム導入に係る包括の収入増、幼児教育・保育の無償化に係る給食費の減を計上いたしました。

町債の土木施設整備事業債は、7款2項道路橋梁費の補正に伴う増、臨時財政対策債は、発行可能限度額が確定したため、確定額を計上いたしました。

一般財源の調整は、普通交付税の充当により行いました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議案第13号 令和元年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、977万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億1,407万5,000円とするものです。

主なものについて、歳出からご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に伴う委託料8万7,000円を計上いたしました。

5款1項3目国庫支出金等過年度分返還金等は、平成30年度の精算による国などへの返還金698万5,000円を追加し、3項1目一般会計繰入金は、前年度の精算による一般会計への繰入金270万7,000円を計上いたしました。

続いて、歳入の1款1項介護保険料は、低所得者に対する軽減分を減額し、9款1項一般会計繰入金の3目にて低所得者保険料軽減費繰入金を充当いたしました。

なお、10款繰越金では、平成30年度の精算による返還金に充てるため、969万3,000円を計

上いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきたいと思います。

ただいま町長から、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、概要の説明がございましたけれども、本条例の背景といたしましては、実際の厳しい財政状況等に、この10年間、10年以上ですけれども、任期を定めない常勤職員、私どもの職員でございますが、が減少し、その一方で、臨時や非常勤職員の方々が年々増加をしている状況。その中で、地方行政の募り方は、今、たくさんの方が採用されているということで、地方行政の重要な担い手となっているというのはご承知のとおりでございます。

しかしながら、全国的に臨時非常勤職員については、任用制度の趣旨に沿わない運用、そして、通常の事務職員等を特別職として任用している自治体がございます、適正な運用が確保されていないということが大きな趣旨で、本改正になったというものでございます。

そして、その主な内容でございますけれども、一般職の非常勤職員の任用根拠の明確化、これは、後ほど説明しますが、会計年度任用職員の創設になります。そして、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化。また、その他要件に該当しない職員もまた一般職の会計年度職員という形に移行されるという動きになります。

新規の条例でございますので、各条にて説明させていただきたいと思います。

議案の説明のほうから行きたいと思いますが、第1条からいききたいと思います、全体では、1章から5章までの構成となっております、第1章の総則につきましては第1条から3条まで。第1条には、趣旨として地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たな会計年度任用職員の給与及び費用の弁償に関し、必要な事項を定めるものとしたものでございます。

第2条では、定義として、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の用語の意義について定めています。

3条では、会計年度任用職員の給与及び報酬について、支給する各種手当等の支給方法について定めております。

第2章のフルタイム会計年度任用職員の給与につきましては、第4条から18条までとなっております。

第4条には、フルタイム会計年度任用職員の給料について、一般職の職員の給与に関する条例の給料表を準用する規定とし、第5条では、職務の級について、別表の等級別基準職務表のとおり1級及び2級を設定し、第6条では、号給の決定についての規則を定めているところでございます。

第7条では、給料の支給について支払い方法を定め、常勤職員と同様の支払い方法となります。

8条から16条まででございますが、各種手当、例えば地域手当等でございます。地域手当は本町では支給しておりませんが、通勤手当や特殊勤務手当、期末手当などを含めての規定を入れてございますが、内容につきましては、一般職の給与条例に準ずる、または読みかえるものとして、常勤職員と同様の内容の規定となっております。

17条では勤務1時間当たりの算出、18条では給与の減額について規定をし、これらもいずれも常勤の職員と同様の内容の規定でございます。

第3章のパートタイムの会計年度任用職員の給与についてでございますが、第19条から第28条までとなっております。

19条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬について。月額、日額、時間額等を規定させていただいておりまして、常勤職員と同じ時間と仮定した中で、その職務の内容及び責任や知識、技術など、その他職務経験等を照らし合わせて報酬等の算出を規定しているものでございます。

第20条から25条には、各種報酬、パートタイム会計年度任用職員の手当等の規定をさせていただいたものでございます。

それから、26条は報酬の支給について。さらに28条では、一般会計年度職員と同様、パートタイム会計年度職員についても同様の規定となっております。

第4章のパートタイム会計年度任用職員の費用弁償につきましては、29条から30条まで。29条では通勤区間費用弁償、30条では公務に関連する旅行に関する費用弁償について規定し、支給及び費用弁償の額等については、こちらも常勤職員の例によるものとしております。

第5章の雑則につきましては、31条から33条までとなっております。

31条では、給与からの控除、32条では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与、第33条では委任を規定しておりまして、控除については、会計年度任用職員も常勤職員と同様の内容で、給料から保険料等の控除がなされます。

その他、規則等につきましては、審議資料に添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

います。

よろしく願い申し上げます。

次に、議案第2号の、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明させていただきたいと思っております。

議案第1号にて説明させていただきました、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本町の10の条例を、関係条例の整備とし、上程をさせていただいて改正をさせていただくものです。

第1条では、睦沢町職員定数条例の一部の改正でございます。臨時的任用職員が1年以内に廃止される職に関する場合において定数に含まれない。その他臨時職員に関する場合のみに限定するという規定がございますので、その改正でございます。

第2条では、公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法第22条第2項から7項までに規定される臨時的な任用職員については、改正地方公務員法の第22条の3に規定されるということに伴いますので、その引用の条項が変わるといったものが大きなものでございます。

第3条では、睦沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。人事行政の運営等の状況については、臨時的任用職員と同様、会計年度任用職員を除く、職員の中で会計年度任用職員を除くという必要がありましたので、そのための改正を行います。

第4条は、職員の分限に関する手続、効果に関する条例の一部改正となります。休職の期間について会計年度任用職員については、休職の期間を任期の範囲内としておりまして、また、休職に関する取り扱いについては、休職中は給与を支給しないの旨がございますので、その規定をしたものでございます。

第5条では、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員のうちのパートタイム会計年度任用職員については、報酬を支給することとなっておりますので、その旨を規定するための改正を入れさせていただいたものでございます。

第6条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となります。一般職の非常勤職員は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則、これを規定しているため、この改正が必要となることから、今回の処理をさせていただくものでございます。

第7条では、職員の育児休暇等に関する条例の一部改正でございます。育児休業している職員の期末手当の支給、現場復帰後における号給の調整について、会計年度任用職員を除く、こちらは総務省の省令に倣っているんですが、その旨の規定をさせていただくための改正が

必要となるものであります。

第8条では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の第3条第3項の一部改正に伴い、任用要件が厳格化され、新たな法での任用要件は該当しないことから、先程町長がご説明申し上げましたが、まず、町税等徴収補助員及び区長をここから外させていただくという一部改正になります。

なお、こちらにつきましても、今後、両規則について改正をする予定でございます。

第9条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になり、会計年度任用職員の給与につきましては、常勤職員の給与と均衡を図るため、その職務の特殊性を考慮して定める旨を規定をしているものでございます。

第10条では、睦沢町職員の旅費に関する条例の一部改正になります。非常勤の職員及びパートタイム会計年度職員についての費用弁償を支給するというところでございます。職員の範囲には、非常勤職員及びパートタイム会計年度任用職員は含まれず、費用弁償として支給するという旨の規定があるものでございます。

大変説明でしきれないところもございますが、説明をさせていただきました。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 議案第8号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、詳細を私からご説明させていただきます。

本町のこども園においては、これまでは、給食費と教材費を含めた額を利用者負担額としておりましたが、法改正により、10月以降は、1号認定及び2号認定の3歳から5歳児の、教育及び保育に要する費用が無償化されることとなりました。

これまでの保育料は、内閣総理大臣が定める基準により、施設の運営費や人件費を含めて、子供1人当たりの単価とした考えでございましたが、10月以降は、教育及び保育に要する費用が無償化となり、保育料の考え方を子供の保護者が負担する額とさせていただき、新たに条例を制定するものでございます。

なお、現在の条例と今回制定をする条例は、同一性を持って存続する旨を条例の附則3で規定させていただき、具体的な利用者負担額については、別途、規則で制定をさせていただきます。

今回の法改正では、給食費及び教材費については無償化の対象とならないことから、本来であれば保護者が負担することとなりますが、本町のこども園においては、お米やパンなど

の主食は町で負担をさせていただき、おかずなどの副食については、利用者の実費負担とさせていただきます。

ただし、年収360万円未満に相当する世帯及び第3子以降の世帯については、町独自で副食費及び実費徴収となる教材費についても全額を減免させていただきますので、10月以降も引き続き、こども園に在園している保護者の負担額が増額することはないと考えております。

また、睦沢こども園では、在園の保護者に対し、本年6月に10月以降の認定区分の意向調査を実施し、保育時間変更等の相談をさせていただいております。

この法改正に伴い、現在の1号認定から保育が必要と認められる2号認定への変更、また、保育短時間認定の8時間から保育標準時間の11時間への変更が増える見込みがございます。職員配置等にも配慮させていただき、今後も保護者に対する子育て支援の総合的な提供に努めて参りたいと考えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりご説明をさせていただきます。

議案第10号 財産の無償譲渡についての説明になります。

議案の審議資料111ページをご覧くださいと思います。

まず、現況平面図になりますけれども、着色してある部分、施設が今回の譲渡の範囲になります。赤い色をつけているものが建物、そして、建物以外の附属物と建物以外の工作物、看板、物置、ハウスになります。また、薄く青色で着色されている部分が外構及び舗装ということで、側溝や縁石、そしてアスファルト舗装になります。

なお、もともと町の所有であったものについては、店舗、便所、食堂の一部、そして外構、舗装部分で、有限会社つどいの郷から町に寄附を受け、町の所有になったものについては、二つの倉庫、食堂の一部、ハウス、そして物置となります。これらの施設を日本郵便に無償で譲渡するものでございます。

次に、112ページを見ていただきますと、これは日本郵便から提出のあった資料でございます。

まず、新睦沢郵便局の移転及び利活用についてということで、その概要でございますが、町が推進する道の駅を中心としたスマートウェルネスタウン計画の一面として、町民及び町を訪れる方々への利便性を高める郵便局づくりを目指します。そして、物流、金融を兼ね備えたトータルサポート企業として責務を図り、町民の生活のサポートを行うとしております。

そのコンセプトは、地方創生を主とした新規事業の確立。町民、観光客誘致へのイベントの提供、eコマースの事業の発展に伴う町民へのサービスの拡充。このeコマース事業とは、インターネット上で商品やサービスの売買を行う電子商取引のことで、食品や衣類、雑貨、家電、書籍、チケット、旅行商品など、このeコマースは様々な業界で活用されているということで、企業だけではなくて消費者にもメリットがあるとされております。

そして、道の駅を拠点とした防災への協力となっております。

その主な取り組みですが、一つ目には、キオスク端末の設置。キオスク端末とは、店舗とか公共施設、鉄道駅などに設置される自立式の小型の情報端末のことで、情報やサービスの提供、各種の支払いや手続などに用いられます。具体的には、その下に主な取り組みの説明を見てもらうとよくわかりますけれども、マイナンバーカードを利用することで、キオスク端末から各種公的証明書を取得することが出来るということで、これには行政側の対応も必要となりますので、今後、郵便局と協議をしながら実現して参りたいと考えております。

このキオスク端末の設置が出来れば、町民の利便性やマイナンバーカードの普及も促進されるということになります。

次に、ATM稼働時間の延長ということで、現在は18時までに終了していたわけですが、周辺の商業施設の終了時間などを考慮して、稼働時間の延長をしております。

また、隣接する農業施設を利用したイベントを開催するとし、畑やハウスを活用してイベントを行うとしております。そして、特産品の店頭販売も継続して実施するという事です。

次は、農作物普及の試作、試験作付を行うとして、町内において新規作付の試験場として、畑の利活用を考えるとしております。

続きまして、箱ポスの設置ですが、箱ポスとは、荷物とか郵便物を郵便局などに設置されたロッカーで受け取り、または差し出すことが出来るサービスのことで、利用可能な通信サイトやフリーマーケットなどにおいて、商品購入の際に、その受取場所として箱ポスの選択が出来、また、一定の条件により差し出すことも可能ということでございます。これにより町民の利便性の向上につながるということでございます。

また、防災備蓄倉庫の提供及び配送ということで、敷地内の倉庫を災害備品備蓄倉庫に活用出来るということで、災害発生時などにおいては、要請に基づき、その配送を郵便局社員が実施いたします。

最後に、ふるさと納税の返礼品ということで、返礼品の梱包から納入、そして発送をするとしております。

13ページでございます。

郵便局の配置計画を載せております。

お客様の出入り口を東側、広域農道側に設け、今の道の駅の出入り口は社員の出入り口となります。また、お客様の出入り口から正面が窓口となっており、向かって右側がATMコーナーとなります。

そして、睦沢郵便局が集配を行うということで、社員の出入り口右側が配送センターとなっております。集配を行うための車両等の車庫については、現在のトイレを取り壊し、新たに増築するものでございます。

この睦沢郵便局については、議決をいただいた後、10月以降から工事を行って、令和2年5月7日にオープンする予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 長い時間の説明でありました。

ここで、お諮りをいたします。

ただいま議題といたしました議案第1号 睦沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第18、議案第13号 令和元年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの13議案に関する審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどまり、質疑等は後日の日程としたいと思います。

これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第13号までの13議案に関する質疑等は、後日の日程とすることに決定しました。

ここで、2時30分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時19分）

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 2時30分）

---

◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長（市原重光君） 日程第19、認定第1号 平成30年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成30年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、かずさ有機センター特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず、平成30年度普通会計の決算状況などから見ました本町の財政状況について申し上げます。

財政状況を示す指標のうち、経常収支比率は88.5%で、前年度比9.0ポイント増加しております。主な理由といたしましては、高額所得者の転出による個人住民税の減額により、分母に当たる経常一般財源が減額したことによるものです。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率で0.3ポイント、将来負担比率で4.7ポイントそれぞれ向上しております。

平成30年度に財政調整積立基金へ5,739万5,000円、教育施設整備基金へ6,002万1,000円、むつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る債務負担行為管理基金へ1億3,835円、新たに設置した総合運動公園整備基金へ2億円などの積み立てを行ったことにより、基金全体の年度末残高は前年度比2.42%増の21億8,611万1,257円となりました。

また、町地方債残高は、一般会計、特別会計を合わせると31億5,517万1,585円となり、これに債務負担行為に係る17億1,095万6,000円を加えると、町全体の債務は48億6,612万7,585円となり、前年度比19.57%の減となりました。

平成30年度の各種財務指標は健全財政を堅持しています。また、将来の財政負担を考慮して、特定目的基金を設置し、各事業の用途に合った財源の確保に努めました。しかしながら、依然として地方交付税などの依存財源に頼っており、財政基盤が安定しているとは言いがたいため、引き続き持続可能な健全財政を運営するためにも、適正な基金の積み立て、その他財源の確保、歳出の縮減は必要であると考えます。

このようなことから、引き続き限られた財源の中で選択と集中により、住民福祉向上に向

け取り組んで参ります。

以上、財政状況について述べさせていただきました。

続いて、会計別に決算の概要をご説明いたします。

最初に、一般会計決算についてご説明いたします。

決算規模は、歳入総額41億2,570万1,801円、歳出総額38億9,280万5,760円となり、形式収支は2億3,289万6,041円となりました。

また、平成30年度から繰越明許したむつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業、予防事務、社会資本整備総合交付金（交通安全対策事業）及び事故繰越したむつぎわスマートウェルネスタウン拠点形成事業を合わせて12億53万1,000円は翌年度へ繰り越しました。

よって、形式収支から翌年度への繰り越すべき財源1億2,603万4,000円を控除した実質収支は1億686万2,041円となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額が47億447万439円に対し、収入済額は41億2,570万1,801円、収入割合は87.70%であります。

不納欠損額は、町税で301万4,015円を処分いたしました。

収入未済額5億7,575万4,623円は、町税の町民税、固定資産税、軽自動車税及び使用料、国庫支出金、諸収入であり、国庫支出金につきましては令和元年度への繰越財源であります。

1款町税は7億2,661万4,622円で2億4,698万7,023円の減、前年度比25.37%減、歳入総額に占める構成比は17.61%でした。徴収率は、休日徴収及び夜間徴収や茂原県税事務所との共同催告に加え、税務班全体での集中的な臨戸訪問、預金や給与の差し押さえなどを実施しましたが、93.97%と前年度比1.26%減。これにつきましては、高額所得者の転出が主な要因です。引き続き徴収率の向上に努めて参ります。

10款地方交付税は12億6,746万2,000円で、482万3,000円の減、前年度比0.38%減。歳入総額に占める構成比は30.72%でした。

14款及び15款国県支出金は、総務費で地方創生事業に活用された地域住民生活等緊急支援のための交付金や自主防災組織や避難所の備品の充実のための地域防災力向上総合支援補助金、民生費で児童手当負担金や身体障害者福祉費負担金、児童福祉費負担金、農林水産業費で農山漁村振興交付金、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、土地改良施設維持管理適正化事業補助金、地域資源の適切な保全管理の推進のための多面的機能支払交付金、土木費で町道改良事業、住宅助成事業、特定地区公園事業などに係る社会資本整備総合交付金、地籍調査

事業補助金などが主なものです。

16款財産収入は、パークサイドタウン及び中央団地の分譲地の土地売却収入が主なものです。なお、現在、本町の花分譲地は、パークサイドタウンの1区画となりました。

17款寄附金は、ふるさと納税の632件分と一般寄附6件です。

18款繰入金は、財政調整積立基金からの繰り入れ、地方創生事業に充当したふるさと創生基金の繰り入れ、福祉タクシー事業及び社会福祉協議会の車両購入に充当した福祉振興基金の繰り入れ、営農組合の農業機械等購入に充当した農業活性化推進基金の繰り入れ、総合運動公園整備基金の繰り入れにより、前年度よりも大幅な増額となりました。

20款諸収入の主なものは、コミュニティ助成事業助成金、学校給食費を公会計化したことによる収入、長生郡市広域市町村圏組合負担金還付金、千葉県市町村振興協会交付金、水道事業本復旧工事負担金です。

21款町債は、臨時財政対策債のほか、社会資本整備総合交付金を活用する工事などに係る土木施設整備事業債、むつみニュータウン污水管改良工事に係る一般廃棄物処理事業債の借り入れを行ったことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額51億6,115万9,760円に対し、38億9,280万5,760円の支出で、75.43%の執行率となりました。予算現額から翌年度繰越額12億53万1,000円を差し引いた執行率は98.29%となります。

主たる事業について、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた四つの政策分野とその他の取り組みの実施状況を中心にご説明いたします。

政策分野1「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」の次世代につながる活力ある農業の再生と活性化で、ふるさと納税につきましては、制度の見直しもあり、厳しい状況ですが、これまで本町に対しご支援をいただいているリピーターの方々とのつながりを大切に、引き続き睦沢町の産品をPRして参りたいと考えています。

また、農村環境保全として、多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るよう、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や、地球温暖化防止や生物多様保全等に効果の高い環境に優しい農業を目指し、かずさ有機センターのたい肥を水田に施用することで、環境保全の推進を図りました。

農業と「道の駅」の連携による持続可能な生産・販売体制づくりでは、参加者のレベルに

応じた初級・上級コースの「農業塾」を開催し、圃場の巡回指導を併せて実施することで、参加者の農業に関する知識や栽培技術の向上を図り、道の駅へ出荷する意欲向上につなげました。

政策分野2「睦沢への新しいひとの流れをつくる」の若い世代が暮らしたい・暮らし続けられる居住環境の創出では、若者夫婦等が本町に定住するための住宅取得などに補助金を交付し、経済的負担の軽減を図り定住の促進につなげました。このほか食・文化・観光・体験などの地域資源を有機的に結びつけ、睦沢の魅力を発信するため、プロモーションフィルムや子育てガイドブックの作成、さらには町内の交通弱者を救うため、町民主体によるワークショップを開催し、実現可能な手法の検討を行いました。

スポーツ・レクリエーションや豊かな自然を生かした観光・交流人口の拡大では、町民の活動・活躍の場、町民のスポーツ・健康増進や憩いの場、さらにはスポーツツーリズムにも寄与出来る多目的広場の整備を行うため、用地測量、不動産鑑定、用地取得などを実施し、事業の促進を図りました。また、健幸長寿のまちづくり、睦沢町に人の流れを作る取り組みの一環として、「健幸むつざわロードレース大会」や町制施行35周年記念事業として、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を実施し、町民の健康への啓発と生涯スポーツの推進を継続いたしました。

政策分野3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の安心して出産・育児が出来る環境づくりでは、出産前の妊婦一般健康診査費用について、受診票による現物支給の上乗せ限度額をこれまでの1,780円から2,000円に増額し、助成を行いました。また、不妊治療費の助成や子ども医療費の助成、病児・病後児保育事業利用助成に加え、新たに新生児期における先天性の聴覚障害の早期発見を目的とした検査費用の助成を実施し、子育て世代の保護者の経済的負担の軽減を図りました。

このほか、出産後の母子の健康状態の把握や育児の不安を解消するため、訪問指導や乳児相談を実施するとともに、育児支援と虐待防止の観点から、ロールプレイなどを通して子供との接し方を学ぶオレンジプログラムを継続して実施いたしました。

仕事と子育てが両立出来る環境づくりでは、こども園において保護者の就労実態による保育必要量により時間外保育を実施、育児の軽減や介護などの理由により預かり保育を実施し、支援をするなど、多様化する保護者のニーズに対応するよう引き続き努めました。

政策分野4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の小さな拠点形成「コンパクトビレッジ・プラス・ネットワーク」の構築では、む

つぎわスマートウェルネスタウン拠点形成の実現に向けて、道の駅施設や住宅施設の建設を進めるとともに、附帯道路の改良工事等を実施し、令和元年9月の供用開始に向け事業促進を図りました。

少子化に対応した学校教育の適正・活性化と生涯学習の充実では、園小中一貫教育などを実現するための教育コンセプトの検討や施設整備に関する基本構想策定に向け、資料の作成を行いました。

また、学校支援ボランティアを広く募集し、登下校の見守りやスクールバスの乗降支援、本の読み聞かせや学校休業中の学習補助、学校図書室の整備や学校敷地の環境整備等のボランティア活動を実施し、地域とともに歩む学校づくりを推進いたしました。

このほか校務支援システムの導入により、教職員の事務の効率化や給食費を公会計化することで、賄い材料費が確保されることにより、安定した給食の供給が図られるとともに、給食徴収事務に関する教職員の事務軽減を図り、働き方改革の推進に努めました。

また、教育上、特別に支援を必要とする児童へ対応するための特別支援教育支援員、きめ細やかな教育を図るための学習支援員を配置し、学校教育の充実を図りました。

生涯学習の充実については、各世代や各分野のニーズに合わせた事業を実施しました。高齢者を対象とした睦和大学では、健幸長寿につながる健康・文化的な活動をバランスよく計画し、経験した活動を継続出来るようにいたしました。家庭学習の習慣化と基礎学力の向上を目的とし、土曜日の午前中に小学生を対象にむつざわアフタースクールを実施し、冬期休業中及び春期休業中に中学生を対象に学習支援を実施いたしました。

文化財振興におきましては、伝統芸能発表会・観月の夕べコンサートを継続し、地域文化の保存・継承に努め、文化財の普及、啓発を図りました。

誰もが健康で幸せに暮らし続けることの出来る「健幸」まちづくりの推進では、住民の健康づくりを習慣化し、医療費等の削減を目指す「先進予防型のまちづくり」の実現に向け、主観的健康感の低い40から64歳のミドル層を中心とした健康プログラムやアンケート調査を実施し、今後の効果的な施策の検討や町全体の健康の底上げに努めました。

また、計画的な運動プログラムにより毎週実施している「ウエストへるス塾」や各地区を回って実施する「みんなで健幸ウォーク」を継続し、運動の習慣化を通して、病気の予防とともに、健康意識の醸成を図りました。

このほか、例年実施しております特定健診については、受診結果に基づき、個別に専門職によるきめ細かい保健指導・栄養指導を実施し、20歳から39歳までの若者に対しても、国保、

社保を問わず健診を促し、若いうちから健康管理の意識づけを行いました。

安全・安心な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進では、災害時に自ら行動出来ることを目標に、自主防災組織の醸成、住民の防災に対する意識や知識・技術の獲得を図るとともに、地域防災力の向上に資するため、県の地域防災力向上総合支援補助金を活用し、防災・災害用の備品の充実を図りました。

以上、四つの政策分野のほか、「町を支える施策を総合的に展開する」の安全・安心で暮らしやすいまちをつくるでは、地籍調査について、佐貫Ⅰ地区では地籍簿と地籍図を作成し、閲覧に供し、佐貫Ⅱ地区では現地調査を実施いたしました。また、社会資本整備総合交付金を活用して、地域住民等の利便性の向上や安全性を確保するための道路改良工事等を実施いたしました。同じく社会資本整備総合交付金を活用して実施した住宅助成事業では、リフォーム経費の一部を補助することで、居住環境の向上と地域経済の活性化を図りました。

地域で支え合う健康福祉のまちをつくるでは、健診等の各種健康管理事業に加えて、こころの健康づくり事業として継続しております「心の電話相談」実施日に第4日曜日を加え、相談しやすい体制の充実を図りました。また、心のケアを必要とする人への気づきやつながりを広げるために、ゲートキーパー講座の実施を継続して行いました。

交通手段の施策として、福祉タクシーの利用券を配布し、民間のタクシー及び介護タクシーの利用に助成し、高齢者の福祉向上を図るとともに、引き続き妊産婦の子育て支援を図りました。

水と緑の自然輝く快適な環境をつくるでは、むつみニュータウンの污水管改良工事を実施し、地域住民の快適な生活環境の改善に寄与しました。

効率・効果的な行政運営の実施では、働き方改革のうち、人材育成に重点を置き、自治体クラウド導入に向けた研修などを実施して職員のさらなる能力向上を図りました。そのほかストレスチェックにより職員の心の健康状態等について把握し、結果についても分析した上で、衛生委員会を開催して、今後の職場環境の改善策などについて検討を図りました。また、特定事業主行動計画に基づき、昇任試験を引き続き実施し、職員の行政運営に関する知識などの習得を図りました。今後も人事評価の実施と併せ、効率的な人事管理と職員の意識改革を進めて参ります。

以上が、一般会計決算の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から千葉県も町とともに国民健康保険の財

政運営を担うことになりました。この国保広域化によりまして、病気の流行により給付費が増えたり、災害等不測の事態により保険税の減収が見込まれる場合にも、給付費に充てる財源は全額県から交付されるため、財政危機に瀕するリスクを回避することが出来るようになりました。この県からの交付金の財源となる国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとの所得水準、医療費水準をもとに算定した額を支出いたしました。

平成30年度事業として、歳入では、保険税収納率の向上対策に継続して取り組み、また、歳出では、医療費の適正化対策として、特定健康診査や特定保健指導事業、ジェネリック医薬品利用差額通知事業などを実施いたしました。

今後も国民健康保険制度が安定的で持続可能なものとなるよう、医療費の適正化や健康づくりなどの保健事業の推進を図り、安定的な運営に努めて参ります。

平成30年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,194世帯、被保険者数1,975人、対前年度では世帯数は42世帯減少し、被保険者数は98人の減少となりました。

歳入総額10億4,367万8,025円に対し、歳出総額10億2,302万5,584円で、差し引き2,065万2,441円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額10億9,836万400円に対し、収入済額は10億4,367万8,025円、収入割合は95.02%であります。

1款国民健康保険税は、調定額2億4,770万7,758円に対し、収入済額は1億9,302万5,383円、収納割合は77.92%であります。収納額は前年度と比べ1,012万3,929円の減となりました。

現年課税分の収納率では94.70%と、前年度比0.75ポイント増加いたしました。また、不納欠損額として192万7,250円を処分し、保険税での収入未済額は5,275万5,125円となりました。

4款県支出金は、保険給付費に要する費用について千葉県から全額交付される普通交付金と、保険者独自の取り組みに対する特別交付金を合わせて、7億1,368万587円交付されました。

6款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金に係る一般会計からの法定繰入金、合わせて7,814万7,337円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額10億7,775万7,000円に対し、10億2,302万5,584円の支出で、94.92%の執行率となりました。

1款総務費は、国民健康保険事業の管理運営に関する事務経費で、担当職員2名分の人件費のほか、電算事務委託料に係る経費などで2,650万4,695円を支出いたしました。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医科・歯科・調剤などの保険給付費及び葬祭費、出産育児一時金を合わせて6億9,519万8,306円を支出いたしました。前年度と比べ約5,462万2,109円、7.28%の減となりました。給付費減少の主な理由は、被保険者数の減少によるものです。

一般被保険者の給付実績では、入院件数は、平成29年度が663件のところ、平成30年度は621件となり42件減少し、金額では前年度と比べ2,579万2,469円の減となっております。外来では706万4,239円の減、調剤では250万1,872円の減と、それぞれ減少し、合わせて3,929万1,306円の減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は2億2,866万739円で、平成30年度から千葉県へ納付するもので、県が市町村ごとの被保険者数や所得水準、医療費水準をもとに算定した額を支出いたしました。

5款保健事業費は、1,665万7,581円で特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドックの助成を実施いたしました。

6款基金積立金は、財政調整積立基金への積み立てで4,737万円。8款諸支出金は、過年度国県支出金の精算による返還金及び保険税還付金、一般会計繰出金で863万4,144円です。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理並びに合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川などの水質浄化に努めております。

このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区を合わせて140戸が供用しております。

また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置し管理しているもの300基と、個人が設置して町に管理移管された44基を合わせた344基を維持管理いたしました。

歳入総額5,820万1,564円に対し、歳出総額5,703万5,171円で、差し引き116万6,393円を残り決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額5,822万6,404円に対し、収入済額は5,820万1,564円、収入割合は99.96%となりました。

1款分担金及び負担金では、分担金として特定地域生活排水処理事業合併処理浄化槽9基分292万5,000円。

2款使用料及び手数料では、使用料として農業集落排水污水处理施設及び特定地域生活排水処理施設を合わせて1,843万8,428円。

3款国庫支出金は、合併処理浄化槽設置に係る補助金で257万7,000円です。

6款繰入金は、施設の維持管理、公債費の償還及び職員給与費などに係る一般会計からの繰入金で2,950万円となりました。

7款繰越金は、前年度からの繰越金で72万3,586円。

9款町債は、合併処理浄化槽設置工事に係る借り入れで、390万円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額5,915万2,000円に対し、5,703万5,171円の支出で、執行率96.42%となりました。

1款総務費は、職員1人分の人件費及び総合事務組合などの負担金等です。

2款農業集落排水事業費は、1,117万4,640円で、久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費として、光熱水費や修繕料及び浄化槽の管理委託料などとなります。

3款特定地域生活排水処理事業費は、1項施設管理費では、合併処理浄化槽344基分の法定検査に係る手数料や汚泥の引き抜き、処理料等で、2項事業費では、新設合併処理浄化槽9基分の工事に係るもので、合わせて2,007万2,592円となりました。

4款公債費は、2,160万1,899円で、事業実施に伴う下水道事業債の償還に係る元金及び利子分です。

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、また、いつまでも元気に自立した生活を送れるよう支援するため、40歳以上の方が被保険者となり、保険料などを財源とした福祉サービスに係る給付を行っています。

平成31年3月末の被保険者数は、第1号被保険者が2,760人、第2号被保険者が2,185人、介護認定者数は、要支援認定者が99人、要介護認定者が313人、合わせて412人で、前年度と比較し3人の減となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が218人、地域密着型が33人、施設が106人の合計357人で、前年度とほぼ同数で、認定者数に対する利用率は86.65%で0.87ポイントの増となりました。

歳入総額 7 億9,456万2,721円に対し、歳出総額 7 億6,834万8,967円で、差し引き2,621万3,754円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額 7 億9,920万3,721円に対し、収入済額は 7 億9,456万2,721円、収入割合は99.42%であります。

1 款保険料は、調定額 1 億8,030万600円に対し、収入済額は 1 億7,565万9,300円で、収納割合は97.43%であります。収納額は前年度と比べ987万5,400円の増となりました。

増額の要因といたしましては、被保険者数の増及び昨年と比べて第4・第5段階の層が減少し、所得の高い第6・第7段階の層が増加したことによるものです。

現年度分の収納率では99.44%となり、前年度と比較し0.11ポイント増となりました。保険料の収入未済額は464万1,000円となりました。

2 款分担金及び負担金は、各予防事業などの参加者負担金68万3,700円で、4 款国庫支出金、5 款支払基金交付金及び6 款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて 4 億6,146万9,643円です。

9 款 1 項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業並びに職員給与費等に係る一般会計からの繰入金で 1 億2,058万6,000円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額 7 億9,454万1,000円に対し、7 億6,834万8,967円の支出で、96.70%の執行率となりました。

1 款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費などで2,734万9,925円です。

2 款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で 6 億7,506万9,736円です。

なお、各介護保険サービス給付費等は、次表のとおりでございます。

3 款地域支援事業は、生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者及び日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象とした予防事業並びに総合相談業務、訪問などの包括的支援事業等で2,988万6,208円です。

4 款基金積立金は、介護給付費準備基金への元金利子の積み立てで1,688万2,364円、5 款

諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金及び一般会計繰出金等で1,916万734円です。

以上が、介護保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、かずさ有機センター特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、かずさ有機センターが販売するたい肥の収入や施設使用料、そして運営に係る人件費や施設等の維持管理に要する経費等であります。

歳入総額2,409万6,720円に対し、歳出総額は2,167万1,748円で、差し引き242万4,972円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額2,409万6,720円に対し、全ての項目において収入済額は同額となり、収入割合は100%となりました。

1款事業収入は、たい肥の売り上げで調定額800万1,278円に対し、同額の収入済額であります。

2款分担金及び負担金は、両町の協定に基づく一宮町からの負担金で、調定額356万3,000円に対し、同額の収入済額でございます。

3款使用料及び手数料は、酪農家6軒、176頭のふん尿約2,940トン分の処理に伴う施設使用料で、調定額307万6,480円に対し、同額の収入済額となりました。

5款繰入金は、協定に基づく睦沢町一般会計からの繰入金で、調定額409万3,000円に対し、同額の収入済額でございます。

6款繰越金は、前年度からの繰越金で、調定額、収入済額ともに536万2,962円でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、かずさ有機センターの臨時職員人件費や、それに伴う社会保険料及びかずさ有機センター施設等整備基金への積立金などで、予算現額1,160万5,000円に対し、1,124万4,534円の支出で、96.89%の執行率となりました。

2款事業費は、かずさ有機センターの運営に要する経費で、予算現額1,339万円に対し、1,042万7,214円の支出で、77.87%の執行率となりました。

また、不用額については、当初予定していた施設内の修繕を次年度の施工としたことが主なものとなります。

以上が、かずさ有機センター特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療制度で、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行っております。

広域連合では、被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付を行い、市町村は各種届出の受け付けや被保険者証の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収や保健事業としての人間ドックの助成などを行っております。

平成30年度における後期高齢者医療の被保険者数は、年度末で1,390人、前年度に比べ35人の増となりました。

歳入総額9,419万1,930円に対し、歳出総額9,398万8,682円で、差し引き20万3,248円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額9,426万6,630円に対し、収入済額は9,419万1,930円、収入割合は99.92%であります。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて6,234万6,100円です。

平成30年度は2年に1度の保険料率の見直しの年であり、均等割額は600円増額の4万1,000円、所得割額は0.04ポイント減の7.89%と改正されました。また、所得の低い方に対する均等割額の軽減について、判定所得基準額の拡大が行われました。

保険料の収納状況につきましては、死亡等による過納付分が5万6,800円、普通徴収の未納付分が13万1,500円、差し引き7万4,700円が収入未済額となっております。なお、保険料の収納率は99.79%でありました。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて2,967万9,195円です。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助に係る交付金及び保険料賦課徴収票作成業務委託交付金が主なもので、173万7,008円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額9,477万3,000円に対し、9,398万8,682円の支出で、99.17%の執行率となりました。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費で616万862円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度

負担金で8,583万5,395円です。

3 款保健事業費は、人間ドックの補助金35名分で156万9,698円です。

4 款諸支出金は、死亡や転出による保険料還付金及び前年度事務費繰入金等の精算による一般会計への繰出金で41万1,627円です。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

平成30年度一般会計並びに 5 特別会計決算の概要について、ご説明申し上げました。

詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長等からご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） 冒頭の町長の挨拶にありましたように、会計管理者が欠席となっておりますので、町長より事務取扱の命を受けておりますので、私からご説明させていただきますので、ご理解賜りたいと思います。

まずもって、皆様方のお手元に配付させていただいております平成30年度の睦沢町会計別決算総括表をご覧いただきたいと思います。

横に長い資料がたくさん出ておりますので。よろしいですか。

総括表を1枚めくっていただきます。1 ページ目が一般会計ほか、5 特別会計の総括表となります。

この総括表の読み上げをもちまして説明にかえさせていただきます。

まず、上の段の1の歳入でございます。表の左から、会計別、当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げさせていただきます。

最初に、一般会計でございます。46億6,100万円、2億6,956万7,000円、2億3,059万2,760円、51億6,115万9,760円、47億447万439円、41億2,570万1,801円、79.94%、87.70%、301万4,015円、5億7,575万4,623円。

次に、国民健康保険特別会計でございます。10億1,914万9,000円、5,860万8,000円、ゼロ、10億7,775万7,000円、10億9,836万400円、10億4,367万8,025円、96.84%、95.02%、192万7,250円、5,275万5,125円。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。7,443万7,000円、減の1,528万5,000円、

ゼロ、5,915万2,000円、5,822万6,404円、5,820万1,564円、98.39%、99.96%、ゼロ、2万4,840円。

次に、介護保険特別会計でございます。7億9,946万1,000円、減の492万円、ゼロ、7億9,454万1,000円、7億9,920万3,721円、7億9,456万2,721円、100%、99.42%、ゼロ、464万1,000円。

次に、かずさ有機センター特別会計でございます。1,973万3,000円、536万2,000円、ゼロ、2,509万5,000円、2,409万6,720円、2,409万6,720円、96.02%、100%、ゼロ、ゼロ。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。9,815万1,000円、減の337万8,000円、ゼロ、9,477万3,000円、9,426万6,630円、9,419万1,930円、99.39%、99.92%、ゼロ、7万4,700円。

合計欄でございます。66億7,193万1,000円、3億995万4,000円、2億3,059万2,760円、72億1,247万7,760円、67億7,862万4,314円、61億4,043万2,761円、85.17%、90.59%、494万1,265円、6億3,325万288円。

続きまして、下の段の2の歳出でございます。

先程の歳入と同様に、左から会計別、当初予算額、補正予算額、繰越事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に読み上げさせていただきます。

まず最初に一般会計でございます。46億6,100万円、2億6,956万7,000円、2億3,059万2,760円、51億6,115万9,760円、38億9,280万5,760円、75.43%、12億53万1,000円、6,782万3,000円、2億3,289万6,041円。

次に、国民健康保険特別会計でございます。10億1,914万9,000円、5,860万8,000円、ゼロ、10億7,775万7,000円、10億2,302万5,584円、94.92%、ゼロ、5,473万1,416円、2,065万2,441円。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。7,443万7,000円、減の1,528万5,000円、ゼロ、5,915万2,000円、5,703万5,171円、96.42%、ゼロ、211万6,829円、116万6,393円。

次に、介護保険特別会計でございます。7億9,946万1,000円、減の492万円、ゼロ、7億9,454万1,000円、7億6,834万8,967円、96.70%、ゼロ、2,619万2,033円、2,621万3,754円。

次に、かずさ有機センター特別会計でございます。1,973万3,000円、536万2,000円、ゼロ、2,509万5,000円、2,167万1,748円、86.36%、ゼロ、342万3,252円、242万4,972円。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。9,815万1,000円、減の337万8,000円、ゼロ、

9,477万3,000円、9,398万8,682円、99.17%、ゼロ、78万4,318円、20万3,248円。

合計になります。66億7,193万1,000円、3億995万4,000円、2億3,059万2,760円、72億1,247万7,760円、58億5,687万5,912円、81.20%、12億53万1,000円、1億5,507万848円、2億8,355万6,849円でございます。

以上で、各会計の決算内容の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 監査委員の生田でございます。よろしくお願いをいたします。

平成30年度睦沢町各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表して私からその概要をご説明させていただきます。

お手元の資料、平成30年度睦沢町各会計決算の審査意見についてをご覧ください。

初めに、2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象は、ここに記載の一般会計以下6会計につきまして審査をいたしました。

次に、審査の時期は、去る8月7日、8日、9日の3日間にわたって実施いたしました。

なお、本意見書は、8月19日付で市原町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりであります。

次に、審査の方法ですが、町長から審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次に記載の①から⑦に掲げる事項に主眼を置いて審査をいたしました。

次に、3ページをご覧ください。審査の結果でございます。

審査に付された一般会計を始めとする6会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等につきましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑応答を重ね審査いたしました。

この結果、書類等は関係法令に準拠して作成されており、計数も関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認められました。

また、各基金及び財産等につきましては、出捐金証書、出資証券、預金通帳等を始め、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認められました。

さらに、7ページ以降に、後段にお示ししておりますが、予算の執行及び関連する事務処

理はおおむね適正に行われているものと認められました。

次に、総括であります。決算規模等につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者から説明がありましたので、重複しますことから、説明を省略させていただきます。

なお、各会計の歳入歳出の対前年度との比較及びその増減の主な要因等をそれぞれ各会計の後段に記載しております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

大変恐縮です。ページを飛びますが、9ページをお開きください。

後段の(3)財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合はここにお示しのとおりです。自主財源の比率は前年度と比較して2.43ポイント減の39.87%となっています。その内容は、高額所得者の転出による町民税及びふるさと納税寄附金の減額が主な要因です。

一方、依存財源は60.1%であり、これは土木施設整備事業に係る町債の減額が主な要因であります。

10ページをお開きください。

2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比は上段にお示しのとおりであります。経常的収入の構成比が前年度に比べて1.28ポイント減少となっています。その主な内容は、経常的収入では、先程申し上げましたとおり、高額所得者の転出による町民税が大幅に減少しております。

また、臨時的収入では、ふるさと納税寄附金が大幅に減少したものの、財政調整積立基金、ふるさと創生基金からの繰入額が増加しております。

次に、3点目の財政分析について申し上げます。

健全な財政は、収入、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることとさせていただきます。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、このページ中段にお示しのとおりであります。

1点目の財政力指数は、1に近いほど地方交付税算定上の留保財源が大きいとされています。本年度は前年度と比較して0.01ポイント増の0.41となっています。この指数は、ここ数年横ばいの傾向にあり、引き続き改善が必要です。

11ページをご覧ください。

2点目の経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であります。この比率が低い団体ほど弾力性があると言われ、町村にあっては70%程度が望ましいとされています。本年度は88.5%で、前年度と比較して9.0ポイント上昇し、さらに財政状況は硬直した状態にあ

と言えます。今後、公債費や社会保障費の増加が見込まれる中、慎重な財政運営が必要です。

次の3点目の経常一般財源比率は、歳入構造の弾力性を判断する指標であります。本年度は89.2%、前年度と比較いたしまして18.6ポイント低下いたしました。これは、昨年度、経常一般財源に占める地方税の増加により、一時的に改善されたようではありますが、今年度はその地方税が大幅に減少したことによる要因であります。地方交付税や各種交付金及び国・県の補助金に依存した状態にあると言えます。

ただいま申し上げたとおり、経常収支比率及び経常一般財源比率ともに、前年度と比較して後退したと言えます。今後とも健全財政に向けた取り組みをお願いします。

4点目の人件費比率は、経常収支比率のうち人件費の占める割合であり、本年度は30.9%で、前年度と比較して2.9ポイント上回っています。なお、人件費の総額は前年度比276万円、0.38%の減となっています。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

特に指摘すべき事項はございませんが、総括的意見として5点申し上げます。

その1点目ですが、地方自治法の一部を改正する法律に伴い、都道府県及び政令指定都市は、内部統制に関する方針を定めることが義務付けられたこととございます。他の市町村は当面、努力義務とされていますが、本町としても、方針策定に向けた調査研究を進めていただきたい。

2点目でございますが、「睦沢町総合戦略（平成27年から31年度）」の推進につきましては、おおむね順調に進捗しておりますけれども、本年度、令和元年度は計画の最終年度に当たることから、引き続き目標達成に努めていただきたい。なお、一部施策に遅れがあり、これらについては、計画時の原点に立ち返り、再点検をしていただきたい。

3点目は、人口減少対策については、全国的課題でありますけれども、本町では、若者定住施策や新規事業所による新たな産業・雇用の創出など一定の効果はあるものの、いまだ道半ばです。新「道の駅」オープンに合わせて、あらゆる広報媒体を活用した発信力の強化に努めていただきたい。

4点目は、平成30年度決算では、財政健全化判断比率は、いずれの数値も早期健全化基準を下回っており、健全財政を維持しておりますが、実は、財政調整積立基金に依存する財政運営となっています。今後、基金の保有額の減少や債務負担行為額の算入を考えると、将来負担比率は大幅な減少が懸念されます。町税を始め自主財源の確保が難しいことから、選択

と集中による事務事業の見直しや経常経費の削減など、一層の歳出抑制に努めていただきたい。

5点目でございますが、自主財源の確保に向けて町保有の普通財産の実態を精査するとともに、未利用地の売り払いや貸し付け等に積極的に取り組まれ、歳入の向上に努めていただきたいと思います。

なお、13ページから17ページに別表をおつけしておりますけれども、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、決算審査の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

提案理由説明及び決算内容の説明並びに決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取り扱いについてお諮りをいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りをいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑は、後日の日程とすることに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号、報告第2号の上程、報告

○議長（市原重光君） 日程第20、報告第1号 平成30年度睦沢町健全化判断比率についてと、

日程第21、報告第2号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

町長から報告をお願いいたします。

市原町長。

○町長(市原 武君) 報告第1号 平成30年度睦沢町健全化判断比率について及び報告第2号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括して報告させていただきます。

財政健全化法では、決算をもとに地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中でご報告させていただきます。

初めに、報告第1号の健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてはともに該当いたしませんでした。

実質公債費比率につきましては、4.6%で前年度より0.3ポイント向上しております。その主な要因は、標準財政規模の増加によるものです。

将来負担比率につきましては、減の16.0%のため表示されておりませんが、4.7ポイント向上しております。その要因は、地方債残高の減少や充当可能基金の増加及び標準財政規模の増加によるものです。

健全化判断比率の算定結果につきましては、決算関係参考資料に添付してございますので、ご参照ください。

次に、報告第2号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告いたします。

こちらは公営企業に関するものであり、本町の公営企業は、農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になりました。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内であり、今後も健全な財政運営を維持出来るよう努めて参りたいと思っておりますが、本町の政策における事業の展開や、公共施設の大規模改修、町及び一部事務組合の起債借入等の動向を考慮しながら、今後とも一層の健全財政に向けて

取り組んで参りたいと考えております。

○議長（市原重光君） それでは、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） それでは、お手元の資料、平成30年度財政健全化審査意見書をお開きください。

審査意見書につきまして、ご報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度財政健全化審査を去る8月7日に実施いたしました。

初めに、審査の概要について申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から審査に付されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率の算定過程において誤りがないかなどに主眼を置き審査を実施し、去る8月19日付で意見を付し提出したところであります。

次の2ページをお開きください。

審査の結果であります。平成30年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため、表示はありません。加えて、将来負担比率については、支出予定額より充当可能基金が増加したことにより、前年度と比較して4.7ポイント向上しました。

なお各比率算出の根拠は3ページ、参考に記載のとおりであります。

次に、審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります。また、実質公債費比率は4.6%、将来負担比率は棒線で表示していますが、計算上では本年度はマイナスの16.0%、前年度マイナスの11.3%でしたので、4.7ポイント向上いたしました。これは国の早期健全化基準をそれぞれ下回っております。しかしながら、今後、スマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷の完成により、債務負担行為や地方債残高の増加が見込まれることから、将来負担比率は増加することが予測されます。今後の事業執行に合わせ財政計画を立て、引き続き健全な財政運営に努めていただきたい。

比率の算出根拠は、3ページから5ページに記載のとおりであります。

なお、近年国の動向が著しく変動しているという状況から、国の方針等に十分に留意しな

から、多様化する町民ニーズに応えていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査についてご報告します。

お手元、平成30年度農業集落排水事業健全化審査意見書をお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月9日に実施し、意見を付し提出しました。

初めに、審査の概要は3に記載のとおりです。

次に、4の審査の結果であります。町長から審査に付された資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、歳出額より歳入額が上回っているため、資金不足は生じていません。

次のページをお開きください。

次に、審査の意見であります。資金不足額が生じていないため、資金不足率も発生していません。しかしながら、一般会計からの繰り入れが歳入全体の50.69%を占めており、必ずしも経営状況は良好とは言いがたい状況にあります。

今後とも引き続き健全な経営をお願いいたします。

最後に、是正改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で、財政健全化審査意見書の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

---

#### ◎報告第3号、報告第4号の上程、報告

○議長（市原重光君） 次に日程第22、報告第3号 平成30年度睦沢町一般会計継続費精算報告書についてと日程第23、報告第4号 平成30年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越し計算書についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） 本件については以上のとおりご承知願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時53分)